

第4期栗東市教育振興基本計画の策定について

教育委員会教育総務課

1. 趣旨

平成 18 年に全部改正された教育基本法に基づき、平成 24 年に「栗東市教育振興基本計画」、平成 29 年に「第2期栗東市教育振興基本計画」、令和2年に「第3期栗東市教育振興基本計画」を策定してきました。

第3期計画の計画期間が令和6年度末で終期を迎えることから、本市の教育の一層の推進を図るため、令和7年度を始期とする教育振興基本計画を策定するものです。

2. 計画の名称 「第4期栗東市教育振興基本計画」

3. 計画の期間 令和7年度から令和 11 年度までの5年間

4. 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第2項に基づく計画として、「栗東市総合計画」を上位とし、国の「教育振興基本計画」や「滋賀県教育振興基本計画」を参酌し、また本計画に関連する本市の計画等との整合性を図ると共に、本市の実情を勘案して策定します。

5. 策定の体制

- ・栗東市教育振興基本計画策定会議の開催(委員15名)(4回予定)
- ・パブリックコメントの実施(令和6年12月～令和7年1月実施予定)

6. 計画の基本的な考え方

教育基本法第17条第2項に基づき、「心豊かに たくましく生きる 人の育成」を基本目標と定めた「第3期栗東市教育振興基本計画」を令和2年3月に策定し、本市教育の向上に取り組んでまいりました。

今年度、第3期計画の成果と課題を踏まえたうえで、既に策定がされている国・県の教育振興基本計画を参酌しつつ、社会情勢の変化を見据えるとともに、今後の5年間における本市の教育が目指す方向性および取り組むべき施策を明確にした「第4期栗東市教育振興基本計画」を策定します。

7.策定スケジュール(予定)

時 期	項 目	内 容
令和6年5月	総合調整会議	策定、スケジュール等報告
令和6年6月	教育委員会定例会	策定、スケジュール等報告
令和6年6月	議会説明会	策定、スケジュール等報告
令和6年6月	関係課照会	現計画の成果と課題について
令和6年8月～10月	総合教育会議	現計画の成果と課題について 計画骨子案の検討
	策定会議	策定スケジュール、現計画の現状報告 計画素案の検討
令和6年11月	教育委員会定例会	計画素案について パブリックコメント実施説明
令和6年11月	総合教育会議	計画素案について パブリックコメント実施説明
令和6年11月	総合調整会議	計画素案について パブリックコメント実施説明
令和6年12月	議会説明会	計画素案について パブリックコメント実施説明
令和6年12月～ 令和7年1月	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
令和7年2月	策定会議	パブリックコメント結果報告 計画案審議
令和7年2月	教育委員会定例会	パブリックコメント結果報告 計画最終案について
令和7年2月	総合教育会議	パブリックコメント結果報告 計画最終案報告
令和7年2月	総合調整会議	パブリックコメント結果報告 計画最終案報告
令和7年3月	議会説明会	パブリックコメント結果報告 計画最終案報告

第3期栗東市教育振興基本計画

栗 東 市

第3期栗東市教育振興基本計画によせて ～未来のまちをつくる人 を育てる～

全国で少子・高齢化が進む中、栗東市は人口7万人（令和元年8月）を超え、若い子育て世代が増加している「まち」として成長してきました。将来にわたって、市民が幸せに生きることができる「まち」となるために、教育の果たす役割は極めて大きいといえます。

一方では、家庭・家族のあり方が変化し、地域のつながりが薄れ、社会・経済状況の変化により働く人たちの環境も変わって、人と人の関係、大人と子どもの関係も大きく変わろうとしています。更に、急速な技術革新によるICTやSNSが生活の中に浸透して、子ども達の価値観や人間関係づくりに大きな影響を与え、子育て、保育、学校教育、青少年の育成は、新たな局面を迎えつつあります。

今回、第3期栗東市教育振興基本計画の策定にあたり、既成の考えにとらわれず新しい取り組みを進めることが必要であると同時に、変化に流されず、守るべきものを明らかにして、今後の教育のあり方、方向を見据えていくことが求められています。

この度の策定にあたり、次のような基本的なあり方、方向をめざしていきたいと考えます。
これからの栗東市教育のめざす方向

- 1 自分を大切にすると同じように、他の人を大切にすることを育てる
命、人権を大切にする
ボランティア精神、奉仕性の育成
誰ひとりとり残さない（SDGs）
- 2 未来を切り拓く力を育てる
学力、体力の育成
ことばの力
主体性、自己有用感^{※1}育成
人間関係力
- 3 ゼロ歳から15歳を経て成人まで、一貫した成長を支える
子育て＋教育＋生涯学習 一貫したプラン
家庭、地域、園、学校の目標共有

子ども達が栗東市で学んだことを誇りに思い、「明るく幸福な未来の栗東をつくる人」を育てられますよう、皆様のご理解と、ご協力をお願いいたします。

栗東市教育委員会 教育長 福原 快俊

^{※1} 誰かの役に立ちたいという成就感や必要とされているという満足感から他者の存在を前提として自分の存在価値を感じること。

<全体構想図>

心豊かに たくましく生きる 人の育成

目標を共有

育ってほしい力・つけない力

生涯学習
社会教育

高校など

中学校

小学校

幼稚園・保育園

乳幼児

心力を育てる
成長を支える

15歳

0歳

楽しさあふれる校園

愛情あふれる家庭

温かさあふれる地域

< 目 次 >

序 章 「第3期栗東市教育振興基本計画」の策定について

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	3

第1章 社会の変化と教育

第2章 本市における教育の主要課題

1 人権・同和教育の推進	5
2 就学前教育の充実	5
3 学校教育の充実	5
4 生涯学習の充実	6
5 青少年の健全育成	6
6 生涯スポーツの振興	7
7 市民文化や芸術活動の振興	7
8 文化遺産の保護と活用	7

第3章 第2期計画の成果と課題

基本的方向1 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

(1) 確かな学力を育む	8
(2) 豊かな心を育む	10
(3) 健やかな体を育む	12
(4) 子どもたちの育ちを支える	15

基本的方向2 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う

(1) 人権を尊重する社会をつくる	17
(2) 家庭・地域の連携により教育力を高める	17
(3) いつでもどこでも学べる環境をつくる	19

基本的方向3 安全・安心で信頼される教育環境をつくる

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 信頼される学校をつくる | 23 |
| (2) 教職員の資質向上をはかる | 25 |
| (3) 教育環境の充実をはかる | 26 |

第4章 本市の教育振興の基本目標

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1 栗東が目指す社会のあり方 ～「栗東市総合計画」より～ | 27 |
| 2 教育の基本目標 | 29 |

第5章 今後5年間に取り組むべき施策と目標

- | | |
|--------------------|----|
| 1 施策の基本的方向 | 30 |
| 2 本計画の施策体系 | 31 |
| 3 基本的方向ごとの施策 | 33 |

基本的方向1 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 確かな学力を育む | 34 |
| ① 「きらりフル チャレンジ」の改革 | |
| ② 言語能力の育成 | |
| ③ 「きめ細やかな指導」の充実 | |
| ④ 学校ICT等環境整備の推進 | |
| (2) 豊かな心を育む | 36 |
| ① 人権・同和教育、平和教育の啓発と推進 | |
| ② 道徳教育の充実 | |
| ③ 体験活動の推進と社会性の向上 | |
| (3) 健やかな体を育む | 38 |
| ① 基本的な生活習慣の定着 | |
| ② 食育の推進 | |
| ③ 体力の向上と健康の保持増進 | |
| (4) 子どもたちの育ちを支える | 40 |
| ① 児童生徒支援の充実 | |
| ② 特別支援教育の推進 | |

基本的方向2 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う

- (1) 人権を尊重する社会をつくる 41
 - ① 住民啓発の充実
 - ② 男女共同参画の視点に立った保育、教育の推進
 - ③ 職員の資質向上
- (2) 家庭・地域の連携により教育力を高める 44
 - ① 青少年の健全育成・若者の社会参加の促進
 - ② 家庭教育の充実に向けた生涯学習の支援
 - ③ 家庭の教育力の向上
 - ④ 就学前保育教育の提供、人材育成・確保

基本的方向3 安全・安心で信頼される教育環境をつくる

- (1) 信頼される校・園をつくる 47
 - ① 地域に根ざし、社会に開かれた校・園づくり
- (2) 教職員の働き方改革と資質向上をはかる 47
 - ① 教職員の指導力の向上
 - ② 組織対応と外部機関との連携強化
 - ③ 働き方改革により子どもと向き合う時間の確保
- (3) 教育環境の充実をはかる 49
 - ① 校・園施設の整備
 - ② 小・中学校、幼稚園等給食の充実
- (4) 校・園における安全確保と安全教育の推進をはかる 50
 - ① 交通安全の確保とスキルの育成
 - ② 危機対応のできる安全・安心な校・園づくりと地域との連携

基本的方向4 人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる

- (1) 生涯学習推進の場の充実を図る 52
 - ① 各地域拠点施設を活用した生涯学習の推進
 - ② 生涯学習関連施設の利用促進
 - ③ 図書館機能の充実
 - ④ 文化財の保護・保全・活用

(2) 生涯学習推進の成果を活かす場をつくる……………	55
① 生涯スポーツの振興	
② 市民文化や芸術活動の振興	
4 特に大切にしたい重点施策	
(1) 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育、平和教育の推進 ……	56
(2) 心豊かに、たくましく生きる人を育てる一貫した教育の推進 ……	56
(3) 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進 ……	57
第6章 計画推進のために必要な事項	
1 学校・園、家庭及び地域等の相互の連携協力 ……	58
2 国及び県との役割分担と教育施策の推進 ……	59
3 点検評価・進行管理・計画の見直し ……	59
用語解説 ……	59

序 章 「第3期栗東市教育振興基本計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

国において、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定され、平成20年7月に「教育振興基本計画」が策定されました。

また、同条第2項において、地方公共団体についても、「国の計画を参酌し、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされ、平成24年3月に義務教育、幼児教育、特別支援教育、家庭・地域との連携、生涯学習などの教育施策を網羅した「栗東市教育振興基本計画」を策定しました。

本市計画は、教育基本法第17条第2項に基づく計画として、地方公共団体に策定の努力義務が課せられたもので、本市では国の「教育振興基本計画」や「滋賀県教育振興基本計画」を参酌して策定したものです。

計画策定から5年を経過し、見直し年に当たることに加え、近年の社会情勢の変化あるいは教育関連法の改正等の変化という事情を加味した「第2期栗東市教育振興基本計画」更に、3年を経過し、「第3期栗東市教育振興基本計画」を新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

「栗東市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項の規定に基づくものであり、次のように位置づけます。

- (1) 本市の教育推進の基本となるものです。
- (2) 本市の最上位計画である「栗東市総合計画」を受け、また他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。
- (3) 教育行政を取り巻く環境や、財政状況の変化に対応して、弾力的に運用するものです。
- (4) この中で示す方向や施策について、市民の理解と協力及び積極的な参加を求めるものです。また、国・県に対しては、積極的な支援と協力を期待するものです。

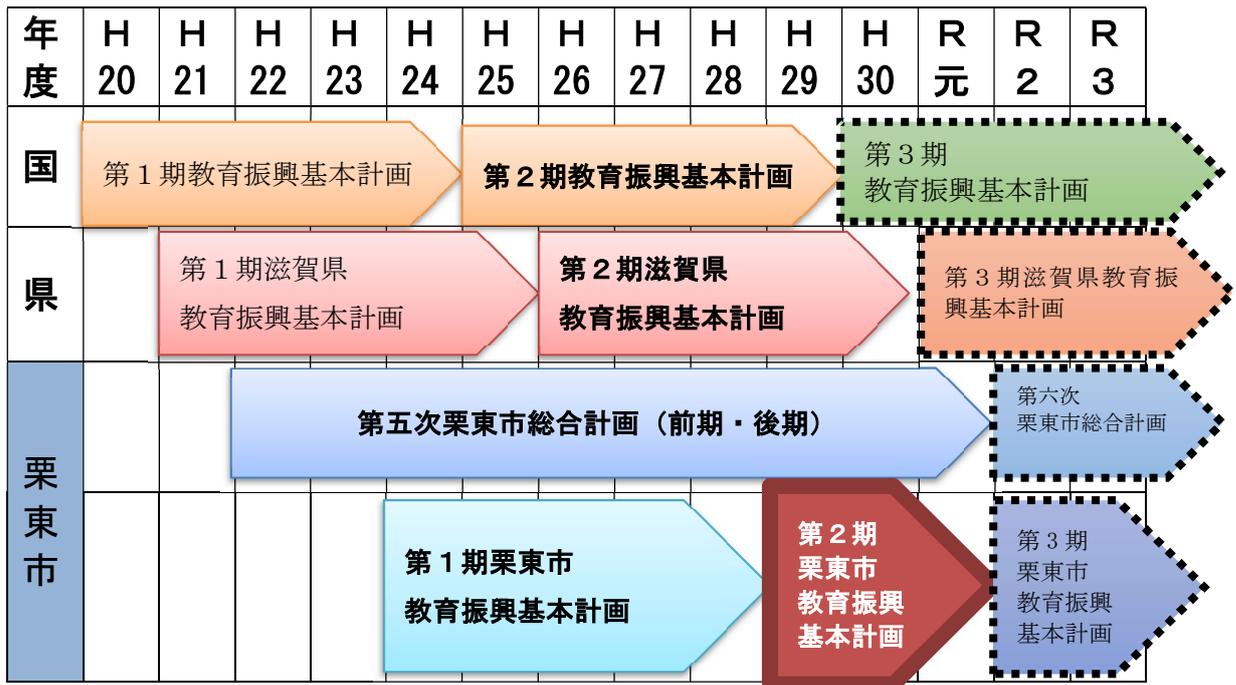
3 計画の期間

第1期の「栗東市教育振興基本計画」は、国の「教育基本振興計画」を参酌するため、平成24年度から平成28年度までの5年間としました。

続く「第2期栗東市教育振興基本計画」の計画期間は、国の「第2期教育基本振興計画」を平成25年度から平成29年度までとし、また滋賀県の「第2期滋賀県教育振興基本計画」が平成26年度から平成30年度までとしていることから、両計画との整合を

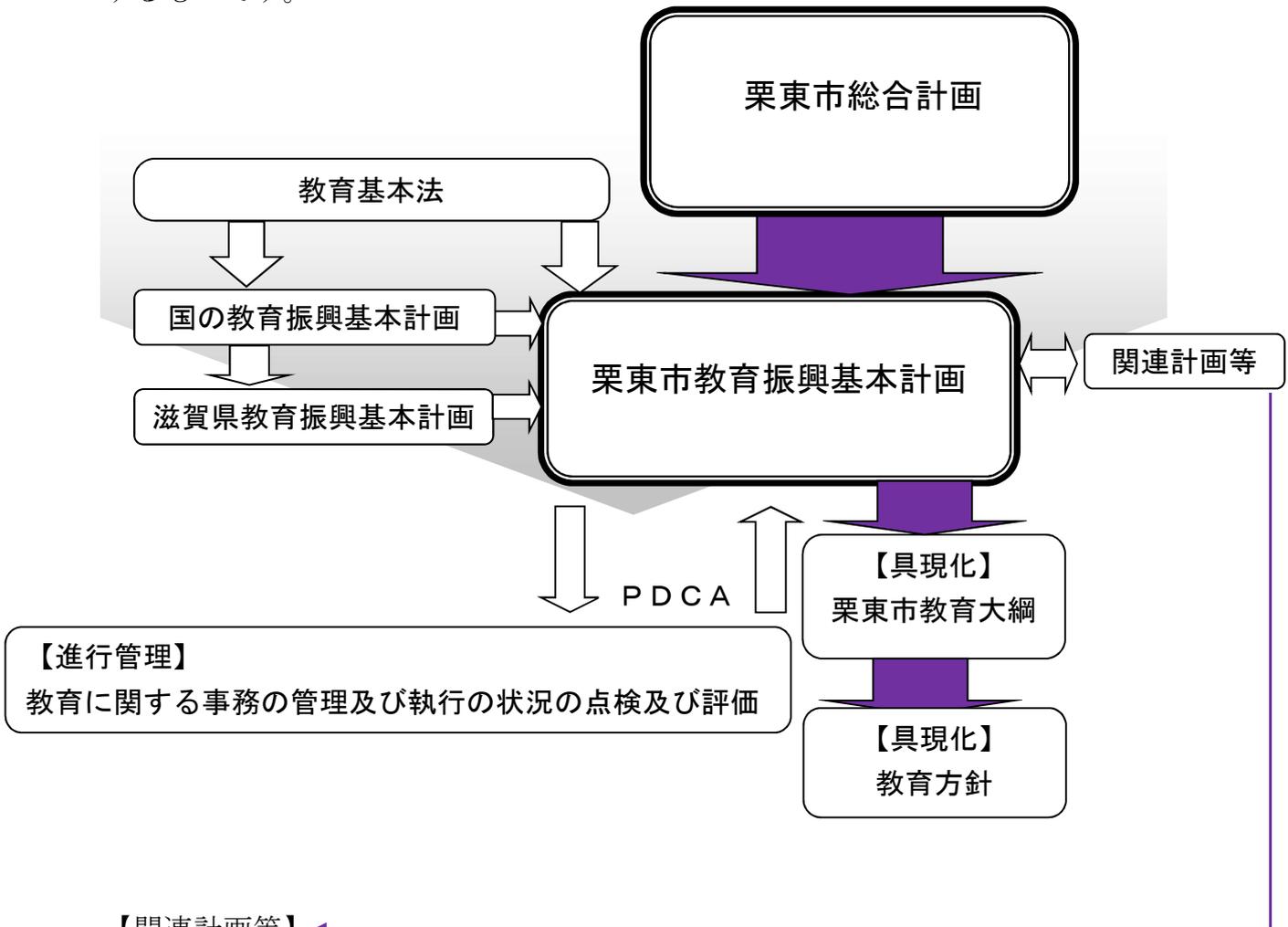
図るため、本市計画は、平成 29 年度から平成 31 年度（3 年間）としました。

その後、国の「第 3 期教育基本振興計画」が平成 30 年度から令和 4 年度まで、また滋賀県の「第 3 期滋賀県教育振興基本計画」が令和元年度から令和 5 年度と作成され、両計画を参酌しながら、続く第 3 期計画は「令和 2 年度から令和 6 年度」の 5 年間とし、引き続き国・県との整合を図る予定です。なお、社会情勢の変化などにより、必要な見直しを行うものとしました。



4 計画の構成

本計画は、「栗東市総合計画」を上位計画とし、他の関連計画とも整合を図り策定するものです。



【関連計画等】

- 栗東市人権擁護計画（H24. 4～R4. 3）
- 栗東市文化振興計画（改訂版）（H30. 4～R4. 3）
- 栗東市スポーツ推進計画（H26. 4～）
- 第3期栗東市地域福祉計画（H30. 4～R4. 3）
- 第3次栗東市子ども読書活動推進計画（R2. 4～R7. 3）
- 第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画（R2. 4～R7. 3）
- 栗東市いじめ防止基本方針（H30. 4～R2. 3）
- 第3次栗東市食育推進計画（R2. 4～R7. 3）
- 第四次輝く未来計画（人権・同和教育推進5ヵ年計画）（H28. 4～R2. 3）
- 栗東市特別支援教育推進計画（H30. 4～R3. 3）

第1章 社会の変化と教育

日本の人口は、平成17年(2005年)から減少に転じており、人口減社会が到来するとともに、少子高齢化が進行しています。子どもたちは、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う、課題の解決に主体的に生かすことが求められます。これからの社会を担い生きていく力を育むとともに、すべての人々が生涯にわたって、様々な分野で、それぞれの役割や能力を発揮し、地域の活力の維持増進を図っていく必要があります。

世界全体において、グローバル化が加速する社会・経済にあっては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材の育成が重要となっています。グローバル化により国内における日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等は増加傾向にあり、基礎的な学力の定着および進路の実現を図るための取組が求められています。

また、情報化という視点においては、携帯電話（スマートフォンを含む）の子どもへの普及が急速に進み、インターネット利用の常態化および利用の低年齢化が進んでいます。平成25年(2013年)3月に発表された内閣府調査によると、青少年が所有する携帯電話のうちスマートフォンの割合が前年に比べ急速に増えていることがわかっています。各学校においては、購入の際にフィルタリングを設定することや、家庭でのルールづくりについて啓発しているものの、インターネット上の危険に対して知識の少ないまま利用している子どもも少なくありません。

2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想されています。

研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されています。

こうした中で、子どもたちには、情報収集能力を高め、国の内外を問わず、社会や人々との広がり認識し、活用することが求められます。

第2章 本市における教育の主要課題

1 人権・同和教育の推進

本市においては、今日まで同和問題をはじめとした人権に関わる問題の解決をめざし、あらゆる機会と場において取り組みを進めてきました。とりわけ、同和問題については、十里まちづくり事業の教材化や市民の学習機会の拡充などで一定の理解は深まってきたものの、インターネット社会における悪質な差別事象をはじめ、未だに予断と偏見による差別事案・事件などが依然としてみられます。つまり、市民一人ひとりが、人権・同和問題を自分の問題として捉えきれていない現実があります。

また、今の子どもたちの問題行動に表れている背景やそれを生み出す「生きづらさ」に対する理解を図っていく必要があります。

そのような今日の状況を踏まえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、学校教育と社会教育が連携を取りながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取り組みの工夫、充実を図る必要があります。

2 就学前教育の充実

将来の栗東を担う乳幼児の心身の健全な育成を図るため、乳幼児期に身近な大人との愛着関係を築き信頼関係を育むこと、基本的な生活習慣の確立及び生活リズムの定着化を図ることが重要です。そこで本市では、就学前までの一貫した方針により保育を行うことを就学前教育の基本理念とし、「生きる力」の育成に努める必要があります。

一方、子どもの成長にとって生活の基本は家庭であり、教育の原点といえます。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、家庭との連携を密にし、保護者と相互理解を図り、子育てに伴う不安や負担感を解消し、地域との関わりも大切にして保護者の子育て力の向上を目指す必要があります。

また、共働き世帯の増加、価値観、ライフスタイルの変化等に伴い、保育園・幼稚園・幼児園への入園希望が増加しています。とりわけ低年齢児、要支援児、長時間保育利用児が増加しています。すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、それを支える保育士・幼稚園教諭の人材確保や職員の資質の向上、関係機関との連携強化など、より良い保育環境づくりに努め保育資質の向上を図っていきます。

3 学校教育の充実

21世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、「責任ある社会の一員として自立していくための基礎」を育て、「生きる力」を育むことが重要です。

そのためには、基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着は欠かすことができず、基礎・基本を身に付け、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざす必要があります。

そこで、学校教育では、学習指導要領の理念を踏まえ、子どもたちが自ら学び自ら判断する力、情報活用能力などの「確かな学力」の育成、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」の育成、そして、たくましく生きるための心身ともに「健やかな体」の育成を図るとともに、それを支える児童生徒支援体制の充実や特別支援教育の推進を図ることが求められます。

また、教職員の資質の向上や子どもと向き合う時間の確保、および関係機関との連携強化を図ることにより、より良い教育環境づくりに努める必要があります。

さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、「地域で子どもを育てる環境づくり」に努める必要があります。

4 生涯学習の充実

高齢化が進展し、人生100年時代が現実のものとなってきた中、自己の充実・啓発や生活向上のため、生涯に渡ってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を地域でも生かすことによって、ネットワークが広がり、より多くの市民が地域のまちづくりに積極的に参画し、コミュニティ活動が更に活発になることが期待されています。

こうしたことから、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自由に学び、学んだことを生かせる「生涯学習社会」を構築するため、市民一人ひとりが生涯を通して主体的に学び、その学びを仕事、地域で生かすことによって心豊かな人生を築くとともに、様々な生活課題や地域課題の解決を図っていくことができる「人と地域がともに輝く生涯学習」を目指すために関係機関が連携していく必要があります。

また、多様な学習ニーズに対応するため、地域のコミュニティセンター、自治会館、図書館や歴史民俗博物館などの社会教育施設の活用を図り、学習機会の拡大や学習情報の提供に努める必要があります。

5 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全育成は、社会全体の責務であり、青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

まず、家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちに基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たします。このような子どもの成長を育むために重要な位置を占める幼少期の教育において、校園はもとより関係機関や団体とも連携する中で、家庭への情報提供や啓発を行うなどの子育ての支援を進めるとともに、家庭や地域とともに歩む教育の推進を図っていく必要があります。

そして、地域では「地域の子どもは地域が見守り、育てる」意識を原点に、家庭・地域・学校・園が連携し、防犯や子ども達の見守り活動や世代間交流にもつながる放課後子ども教室などの子ども達の居場所づくり活動を推進する必要があります。

また、近年顕著な傾向が出ている非行の低年齢化は大きな社会問題となっています。

その背景としては、社会環境の悪化と社会全体のモラルが低下するとともに、家庭を含

めた人間関係の希薄化と社会の基本的なルールへの認識が弱まるなど様々な課題が指摘されており、これら青少年の非行防止や健全育成を推進するために、少年センターをはじめとした関係機関及び地域などと連携し、補導・啓発・相談活動を推進していく必要があります。

6 生涯スポーツの振興

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つであり、心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、その健全な発達に必要不可欠なものです。さらに少子・高齢化に直面する現代社会において、市民が生涯にわたり健康的で明るく、心豊かな、活力ある生活を送ることが、個々の市民の幸福にとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも強く求められていることから、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々なスポーツを楽しめる環境・条件を整備し、生涯スポーツが身近なものとなるよう施策を推進していく必要があります。

7 市民文化や芸術活動の振興

文化・芸術を創造し、享受することにより、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、市民の変わらない願いです。また、文化・芸術は、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、表現力と創造力を育むことから、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する礎となるものです。これらを具現化するため、幅広い年齢層の市民が文化・芸術に親しみを持ち、誰もが文化芸術活動に参画できる機会の提供と、自主的な活動のための組織を充実し、文化・芸術が市民生活に根付き、振興するよう施策を推進していく必要があります。

8 文化遺産の保護と活用

文化遺産が市民共有の財産として、大切に守り伝えられるだけでなく、生活の中で活用されることにより、地域資源として、これからのまちづくりにも活かされるよう施策を推進していく必要があります。また、地域の文化遺産に関する情報を様々な手法で発信することは、市民が地域への誇りや愛着を深め、地域の魅力を理解し、共通のよりどころや良さを発見する機会を提供することとなり、地域社会の連帯感を育むことにもつながることから、より積極的に進めていく必要があります。

第3章 第2期計画の成果と課題

以下に第2期計画の成果と課題を掲出します。

基本的方向1 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

(1) 確かな学力を育む

- 「きらりフル チャレンジ」の改革【学校教育課】
- 英語教育の充実【学校教育課】
- 「きめ細やかな指導」の充実【学校教育課】
- ICT利活用に向けた研究の推進【学校教育課】

主な取り組みの成果

○平成29年度

・初回認定率の向上等に一定の成果が見られた。

(初回認定率年平均 小学校目標値 91.4点、実績値 88.9点、中学校目標値 70.1点、実績値 65.2点)

不読率は目標値には達しなかったが、一定の改善が見られました。(一ヶ月に一冊も本を読まない児童、生徒の割合小学校目標値 2.0%、実績値 3.4%、中学校目標値 27.5%、実績値 22.5%)

・小学校のみとなったが、学習支援員を派遣し(目標値:36時間 実績値:24時間)、基礎学力(漢字・計算)の定着に向けて、個別の学習支援を行うことができました。

・タブレット PC の台数を7台から29台に増設しました。(年度末に35台追加し、計64台になる)

ICTを効果的に活用した授業研究を年3回実施し、活用事例について普及を行いました。

研究協力校においてICT活用指導力をはかるアンケート調査を実施し、「ICTの活用により児童の表現する力を高めることに効果的か」において4段階評価を行い、「わりにできる」「ややできる」の肯定的回答が8割を超えました。

(アンケート 目標値:70% 実績値:80%)

平成30年度

・初回認定率の向上等に成果が見られました。

(初回認定率年平均 小学校目標値 91.7点、実績値 89.5点)

不読率は、目標値を達成することができました。(一ヶ月に一冊も本を読まない児童、生徒の割合 小学校目標値 2.0%、実績値 2.0%、中学校目標値 25.1%、実績値 23.0%)

【学校教育課】

	<p>・小学校3～6年生の外国語活動における指導体制や指導方法について、市内のパイロット校を中心に研究し、小中接続を見据えた研修会を年4回実施することができました。</p> <p>小中学校英語科主任の合同研修会を実施し、英語指導助手や外国語活動指導助手の効果的な活用や、小学校外国語活動の教科化における新学習指導要領の重点事項について周知、指導をすることができました。</p> <p>小学校外国語活動の教科化に向けた移行措置期間(平成30年度、31年度)の年間指導計画(栗東市モデル)を作成し、全校の担当者向け研修会を通して教育課程編成の準備を進めることができました。【学校教育課】</p> <p>・各小学校に学習支援員をのべ116人(目標値:27時間 実績値:54時間)派遣し、基礎学力(漢字・計算)の定着に向けて、個別の学習支援を行うことができました。</p> <p>【学校教育課】</p> <p>・小中学校に電子黒板機能付プロジェクターと教育用タブレットPCを配備しました。</p> <p>市内9小学校にタブレットPCを7台ずつ配備しました。</p> <p>ICTを効果的に活用した授業研究を年3回実施し、活用事例について普及を行いました。</p> <p>市内小中学校の授業を行う教員を対象に、ICT活用指導力をはかるアンケート調査を実施し、「授業中にICTを活用して指導する能力」において4段階評価を行い、「わりにできる」「ややできる」の肯定的回答が8割を超えました。</p> <p>(目標値:70% 実績値:80%) 【学校教育課】</p>
<p>今後の課題</p>	<p>○くりちゃん検定は、市として一定の基準を設けて行っているが、細かな部分で学校ごとに指導が異なり、採点基準が実際の指導と一致しない場合があるため、採点についてのトラブルがあることが課題です。【学校教育課】</p> <p>○小学校外国語活動の教科化本格実施に向けた指導方法や評価方法について、国の英語教育の動向を見据えながら構築していくため、本格実施までの期間が短く、研修等の時間が十分に取れないため、本市のこれまでの実践をもとに推進する必要があります。また、中学校の指導内容の高度化に対応できるような小中接続を進める必要があります。</p> <p>【学校教育課】</p> <p>○くりちゃん検定再チャレンジに向けて、学習支援員を昼休み</p>

	<p>などに派遣し、児童の学習意欲の向上につながるように支援を継続する必要があります。【学校教育課】</p> <p>○国が示す ICT 環境（無線 LAN の整備、3 クラスに 1 クラス分程度の可動式 PC など）にはまだ到達していないことが課題です。【学校教育課】</p>
今後必要な取り組み	<p>○特に気をつけてほしい問題については、採点基準を示し、指導の統一を図る必要があります。</p> <p>学校図書館の環境整備については、改善に向けて計画的に進めていく必要があります。【学校教育課】</p> <p>○小学校外国語活動の教科化に伴い、中学校の指導内容の高度化に対応できる指導力を身につけるため、小中接続事業や教員研修を充実させます。【学校教育課】</p> <p>○学習支援員の派遣をさらに進め、個別の学習支援についての充実を図ります。【学校教育課】</p> <p>○ICT 機器はその進化発展が著しいため、継続した情報収集を行い、環境整備を計画的に進めていくことが必要です。</p> <p>また、現在保有している ICT 機器も十分に活用していくために、教員研修のさらなる充実を図ります。</p> <p>【学校教育課】</p>

(2) 豊かな心を育む

- 人権・同和教育の推進【幼児課・学校教育課】
- 道徳教育の充実【学校教育課】
- 体験活動の推進と社会性の向上【学校教育課】

主な取り組みの成果	<p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課主催の人権・同和職員研修や、人権・同和教育に係る園訪問・事後訪問を年間計画に基づいて実施した。保育研究や職員研修を通して、人権・同和教育の推進の見直しや、職員の人権意識の高揚等、資質向上のための有効な機会となりました。【幼児課】 ・一人ひとりを大切にしたい人権・同和教育の推進のために 31 校・園について計画指導訪問、ならびに事後訪問を実施し、職員研修、授業・保育研究会において指導・助言を行うことができました。 ・市内の全小中学校で、道徳の授業公開を実施することができました。また、研修会もほとんどの小中学校で行うことができ、道徳の教科化に向けて取り組みました。(12 校/12 校)各学校の特色を生かし、市内全 12 小・中学校において研修
-----------	--

会や授業研究会を実施して、指導力の向上を図ってきました。また、保護者の授業参観を通して家庭・地域にも道德教育の啓発を行うことができました。

・小学校においては、森林環境学習「やまのこ」事業、「びわ湖フローティングスクール」を全ての小学校において実施しました。中学校においては、職場体験「中学生チャレンジウィーク」事業を全ての中学校で実施しました。これら、学校とは違う場所を活用しての自然体験や勤労体験、宿泊体験を通して、よりよい人間関係を築こうとする意欲と実践的な態度を育むことができました。

平成 30 年度

・市内 31 校・園の事前、事後訪問を計画通り実施し、職員研修、授業・保育研究会において指導・助言を行うことができました。各校・園とも 2 回訪問することにより、あらゆる差別解消推進法について周知するとともに、学校・園の取組状況や次年度への方向性を確認することができました。

【学校教育課】

・市内の全小中学校で、道德の授業公開を実施することができました。また、研修会もほとんどの小中学校で行うことができ、道德の教科化に向けて取り組みました。(12 校/12 校)各校では児童生徒の心に響く道德教育の充実に向けた授業研究を実施しました。また、“考え議論する道德”への授業改善を目指した研修会には多くの教員の参加がありました。

保護者や地域に向けた公開授業を実施するよう指導しました。授業を参観することにより、家庭・地域とともに児童生徒を育む道德教育の啓発を行うことができました。

【学校教育課】

・小学校においては、森林環境学習「やまのこ」事業、「びわ湖フローティングスクール」を全ての小学校において実施しました。中学校においては、職場体験「中学生チャレンジウィーク」事業を全ての中学校で実施しました。これら、学校とは違う場所を活用しての自然体験や勤労体験、宿泊体験を通して、よりよい人間関係を築こうとする意欲と実践的な態度を育むことができました。

【学校教育課】

<p>今後の課題</p>	<p>○日々の多様な業務の中での研修時間の創出が課題です。 【幼児課】</p> <p>○同一中学校区の学校・園訪問に、担当者を中心にすべての教員に参加を呼びかけていますが、学校行事や校内事情から出張して参加できる者が少ない現状です。 他の校種の授業や保育を参観して授業研究会に参加することは、校種間の連携や自校・園の取組を見直す良い機会でもあることから、引き続き全校・園に周知する必要があります。【学校教育課】</p> <p>○道徳的実践力の向上のため、学校・家庭・地域の連携をいかに進めていくかが重要であり、引き続き支援していく必要があります。【学校教育課】</p> <p>○学習指導要領の改訂に伴い、外国語教育やプログラミング学習等が導入され、授業時数のやりくりが困難です。 【学校教育課】</p>
<p>今後必要な取り組み</p>	<p>○今後も事業を継続していき、職員自身が人権課題を自分ごととして考えたり、日々の保育にあたるよう研修の内容や方法を検討していきます。【幼児課】</p> <p>○教職員の人権意識の向上や実践的な人権・同和教育の推進のために、今後も引き続き訪問することが必要です。 【学校教育課】</p> <p>○道徳の教科化における“考え議論する道徳”への授業改善の実践から、小中学校の連携を図り、評価の方法などについて、研修の機会を設けるなど取り組みを進める必要があります。【学校教育課】</p> <p>○新学習指導要領を踏まえ、各校の体験的活動を改めて教育課程上で捉え直します。 (各校のカリキュラム・マネジメントを行います) 【学校教育課】</p>

(3) 健やかな体を育む

- 基本的な生活習慣の定着【学校教育課】
- 食育の推進【幼児課・学校教育課】
- 体力の向上と健康の保持増進【学校教育課】

<p>主な取り組みの成果</p>	<p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふだんの生活習慣アンケート」を実施し、朝食摂取率の目標を小学生では 98%、中学生では 95%と設定しました。小学生の朝食摂取率は 96.5%で、達成率は 98.5%。中学生の
------------------	---

朝食摂取率は93%で、達成率は97.9%。前年度（平成27年度）の結果と比較すると、小学校では0.4%、中学校では0.4%朝食摂取率が低くなっていました。

広報「りっとう」へ「わが校・園のくりちゃん元気いっぱい運動」の記事を毎月連載することができました。

- ・食育基本計画や年間指導計画に基づく授業の実践や、学校だより等を使った家庭への周知を各校で行うことができ、達成には至らなかったものの、目標値に迫ることができました（毎日朝ごはんを食べている児童・生徒の割合 小学校目標値98%、実績値96.5%、中学校目標値95%、実績値93%）
- ・各校体育授業の工夫や、外遊びの奨励等に取り組み、体力の向上を図りました。

平成30年度

・「ふだんの生活習慣アンケート」を実施し、朝食摂取率の目標を小学生では98%、中学生では95%と設定しました。小学生の朝食摂取率は96.4%で、達成率は98.4%。中学生の朝食摂取率は93.1%で、達成率は98%でありました。前年度（平成28年度）の結果と比較すると、小学校では-0.1%、中学校では+0.1%の朝食摂取率の変化がありました。

広報「りっとう」へ「わが校・園のくりちゃん元気いっぱい運動」の記事を毎月連載することができました。

【学校教育課】

- ・食育会議、給食会議を予定通りに実施し、各園の食育推進の実践交流・情報交換の機会とすることで園と連携して食育推進と適正な運営管理を行いました。

食物アレルギー対応食への注意喚起、チェック手順確認、研修指導を実施し、安全・安心対応を図りました。

他課との連携で各園における「栗東栗太郎かぼちゃ」の栽培実践につなげ、地域の生産者とのつながりの中で栽培・収穫等の実体験を通しての食への関心や意欲向上につながりました。

また、給食だよりを配布することにより家庭での食に関する意識啓発につなげることができました。【幼児課】

- ・食育基本計画や年間指導計画に基づく授業の実践や、学校だより等を使った家庭への周知を各校で行うことができ、達成には至らなかったものの、目標値に迫ることができました（毎日朝ごはんを食べている児童・生徒の割合 小学校目標

	<p>値 98%、実績値 96.4%、中学校目標値 95%、実績値 93.1%)</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校体育授業の工夫や、外遊びの奨励等に取り組み、体力の向上を図りました。【学校教育課】
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○全県調査の効果的な活用。 望ましい生活習慣が定着できていない児童生徒や家庭への働きかけをする必要があります。【学校教育課】 ○園における食育推進への職員の意識向上と各家庭における食習慣や食への関心を高める必要があります。 平成 18 年度から 13 年間継続実施している「ふだんの生活習慣アンケート」から各家庭の実態把握と啓発をしているが、経年比較をする必要があります。【幼児課】 ○「残さい」を少なくすることと、「アレルギー等個々の特性により食べられないことがある」ことを容認する風潮を学級内に広げることの難しさがあります。【学校教育課】 ○外国語活動やプログラミング学習等、新たな教育内容が追加され、また、学ぶ力の向上が求められる中で運動に費やす時間確保が難しいという意見が出ています。【学校教育課】
今後必要な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各種調査を通じた児童生徒の実態把握。 学校保健委員会での検討協議を通じた改善に向けた取り組みの立案を検討します。 P T A 等との連携した、基本的な生活習慣の定着に向けた各校における取り組みを検討します。【学校教育課】 ○今後も食育教室等の研修実施、給食だより等を通しての啓発の継続実施とともに、長年実施している「ふだんの生活習慣アンケート」の経年比較による今後の方向性を検討します。 【幼児課】 ○アレルギー対応に向けた柔和な学級風土構築にむけ、学校給食共同調理場との連携により「学校給食における残さい率調査」活用の時期を検討します。 各校の主体的な取り組みを引き出すような、情報提供と研修機会の案内を行います。【学校教育課】 ○授業における運動量の増加や家庭生活における運動量の増加に向けた啓発を行います。【学校教育課】

(4) 子どもたちの育ちを支える

○児童生徒支援の充実【幼児課・学校教育課】

○特別支援教育の推進【学校教育課】

主な取り組みの成果	<p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none">・巡回相談員を派遣したり、関係機関と連携をとったりしながら適切な支援について助言を行うことができました。 <p>【幼児課】</p> <ol style="list-style-type: none">① 巡回スクールカウンセラー（SC）を市内各学校に派遣し、不登校児童への対応を行い支援いたしました。 (目標値 120 回 実績 120 回)② 県教委派遣によるスクールカウンセラー（SC）を活用し、市内各中学校への不登校、学校不適応生徒への対応等の支援をしました。 (年間派遣時間 564 時間 実績 564 時間)③ いじめ防止、いじめの早期発見を支援するため、「いじめ等対策参事員」を市内各学校へ派遣しました。 (年間 36 回 実績 50 回)④ 児童会、生徒会が主体となって取り組む「いじめ防止」に向けた取組を支援しました。 <ul style="list-style-type: none">・①巡回相談員を市内各学校に派遣し、児童・生徒への適切な支援について助言を行いました。 (目標値 30 回 実績 30 回)②特別支援学級計画訪問として、支援学級在籍児童生徒への指導に対する助言を行いました。 (目標値 12 回 実績 12 回)③就学支援についての相談会を開き、保護者や校・園対象に、就学先についての助言を行いました。 (目標値 3 回 実績 2 回) <ul style="list-style-type: none">・①巡回スクールカウンセラー（SC）を市内各学校に派遣し、不登校児童への対応を支援しました。 (目標値 171 回 実績 171 回)②県教委派遣によるスクールカウンセラー（SC）を活用し、市内各小中学校への不登校、学校不適応生徒への対応等を支援しました。 (年間派遣時間 783 時間 実績 783 時間)③いじめ防止、いじめの早期発見を支援するため、「いじめ等対策参事員」を市内各学校へ派遣しました。
-----------	--

	<p>(年間 36 回 実績 38 回)</p> <p>④児童会、生徒会が主体となって取り組む「いじめ防止」に向けた取組を支援しました。【学校教育課】</p> <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①巡回相談員を市内各学校に派遣し、児童・生徒への適切な支援について助言を行いました。(目標値 30 回 実績 30 回) ②特別支援学級計画訪問として、支援学級在籍児童生徒への指導に対する助言を行いました。 (目標値 12 回 実績 12 回) ③就学支援についての相談会を開き、保護者や校・園対象に、就学先についての助言を行いました。 (目標値 3 回 実績 3 回)【学校教育課】
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども一人一人の背景をさぐり支援していく力量が必要です。【幼児課】 ○ 有能な相談員の確保が困難になってきています。 相談ケースが増加しているため、ニーズにこたえられない状況になりつつあります。 いじめ防止対策事業について、継続的に取り組む必要があります。【学校教育課】 ○ 時代背景と共に家庭環境が複雑になる中、多様な支援を必要とされています。【学校教育課】
<p>今後必要な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々に応じた支援についての具体的な指導の必要があります。【幼児課】 ○ 相談員が確保できるような雇用条件の精査の必要があります。【学校教育課】 ○ 巡回相談や就学相談において、個々に応じた支援についての具体的な指導が、今後、さらに必要があります。 【学校教育課】

基本的方向 2 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う

(1) 人権を尊重する社会をつくる

○住民啓発の充実【人権教育課】

○職員の資質向上【人権教育課】

主な取り組みの成果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度より、全自治会で地区別懇談会を実施することができました。また、モデル自治会の取組が定着することにより、内容の充実も図ることができました。 <li style="text-align: center;">【人権教育課】 ・人権啓発リーダー講座に「地区別懇談会研修コース」を設け、多くの参加があったことで、講師となる職員の質の向上を図ることができました。 【人権教育課】
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○部落解放から人権が尊重された地域社会の形成をめざすことを目的とした地区別懇談会ですが、各自治会が希望するテーマとして「認知症」や「高齢者の人権」といったことが増えてきています。目的と住民のニーズとをどう合わせていくか含め、地区別懇談会の内容の充実を図る必要があります。 【人権教育課】 ○部落差別問題はもちろんのこと、「インターネットと人権」や「性的マイノリティ」など、最近注目されてきている人権課題を含め、最新の情報を職員に周知啓発をすることにより、資質向上を継続する必要があります。 【人権教育課】
今後必要な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル自治会の外部講師候補をリスト化し、自治会からの要望に対応できる体制を作ることを検討します。 【人権教育課】 ○講師が啓発教材として作成している『輝く未来』を活用して地区別懇談会を進められるよう、引き続き内容の工夫をしたり、使い方についての研修会を実施します。 【人権教育課】

(2) 家庭・地域の連携により教育力を高める

○青少年の健全育成・若者の社会参加の促進【生涯学習課】

○就学前教育の充実【幼児課】

○生涯学習の充実により、地域で子どもを育てる【生涯学習課】

主な取り組みの成果	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会で第 2 次提言「栗東市の子どもを巡る課題の整理（報告）」を作成し、子育てに関わる関係部署との連携・情報共有を進め、校・園、関係機関や団体とともに家庭や地域での子育て支援を行いました。
-----------	---

	<p>また、非行防止・立ち直り支援等については、学校、警察や少年補導委員会等と協力し、補導・啓発・相談活動を推進しました。【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年4月より、本市初めての小規模保育園が1園開園。平成30年度には地域型保育（小規模、家庭的各1）と、平成31年度には施設型保育、小規模保育（各1）が開園。低年齢児入園希望の保育ニーズに対応した施設整備で保育サービスの拡充に努めました。【幼児課】 ・地域での子育て・子ども見守り支援事業として、放課後子ども教室、地域学校協働推進事業、青少年育成ミニ会議、子ども110番の家事業等を学校、家庭、地域及び関係機関・団体と連携し、実施しました。【生涯学習課】
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが基本的な生活習慣や思いやりの心を育むためには、幼少期の教育が非常に重要であり、家庭教育の充実が求められます。 非行については、草津署管内不良行為は減少傾向にありますが、14歳未満の触法少年の数が増加しており、低年齢化が大きな社会問題になっています。【生涯学習課】 ○低年齢児入園希望の保育ニーズが急増傾向にあり、施設整備が追いつかない状況にあります。【幼児課】 ○急速な都市化の進展により、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進み、家庭地域の教育力の低下が問題となっている。また、地域における世話役やボランティアの確保にも苦勞しています。【生涯学習課】
<p>今後必要な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域における子育てとしては、校・園、関係機関や団体とも連携し、情報発信や啓発に努めます。また、子どもの居場所づくりとして放課後子ども教室や青年層の活動の元となる青年リーダーの育成事業等の充実を図ります。非行問題については、学校ともより緊密に連携を行い、早い段階での対応を行います。【生涯学習課】 ○今後も事業継続するとともに、栗東市の就学前保育における民間活力活用の基本計画に基づき推進していきます。一方で、保育ニーズが多様化する中において、状況の変化に合わせた計画の随時見直しの必要があります。 【幼児課】 ○子育ては学校・家庭・地域の連携が不可欠であり、地域ぐるみの子育ての環境の充実を図ります。

	また生涯学習事業を通じて、地域リーダーの発掘や育成を図るために、地域の団体や関係機関との連携を図りながら、学習機会と情報提供に努めます。【生涯学習課】
--	---

(3) いつでもどこでも学べる環境をつくる

- 生涯スポーツの振興【スポーツ・文化振興課】
- 市民文化や芸術活動の振興【スポーツ・文化振興課】
- 文化遺産の保護・活用【スポーツ・文化振興課】
- 図書館の利用促進【図書館】
- 生涯学習関連施設の利用促進【生涯学習課・栗東自然観察の森】

<p>主な取り組みの成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロード競技三大会、市民スポーツ大会等スポーツ推進委員との連携を図ることができました。また社会体育施設の不足を補うため、地域のスポーツや交流の振興を担う事業を実施し効率的な施設活用が図れました。そして社会体育施設の老朽化による整備・改修のみならず、突発的な故障や破損にも対応することができました。社会体育施設間の既設ネットワークを活用し、施設の空き状況などをネット上に掲示することにより利便性を確保することができました。体育施設の指定管理の初期の目的は達成できました。また2024年開催の国民スポーツ大会に向けてレスリング・成年男子ゴルフ競技の開催内定とその準備を進めることができました。市スポーツ協会等を通じた各競技団体への支援や全国大会へ出場する選手、団体への激励ができました。 【スポーツ・文化振興課】 ・栗東文化振興計画の見直しをおこない、それに基づき、鑑賞機会の提供、市民参画による文化芸術事業の推進と支援に努め、各種団体と連携して、市民文化祭、美術展、音楽祭、芸術文化会館さきらの事業を催すことにより、市民が芸術・文化に親しむ機会を提供することができました。また、芸術文化会館では設備更新工事等を行って施設の整備・充実を果たすことができました。 【スポーツ・文化振興課】 ・文化財審議会の開催による指定候補の選定及び調査をはじめとする文化財の保存及び活用について必要な措置を講じることができました。また所有者や管理者などへの補助金等の交付により、指定文化財の維持管理が適正に図れました。開発工事等に際して、埋蔵文化財に対する適正な対策を講じることができました。
------------------	--

	<p>市スポーツ協会と連携して出土文化財センターにおける埋蔵文化財に関する情報発信・施設利用の促進、文化財を活用した各種講座・現地説明会・展示会などを開催し、また歴史民俗博物館においては展示事業や市民サポーターとの協働事業開催に取り組むことにより、文化遺産の活用をおこなうことができました。【スポーツ・文化振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民学芸員の会と連携して、旧中島家住宅を活用した講座や公開講座を行うことで市民に親しみやすい博物館づくりに取り組み、市民の利用促進を図りました。 <p>自治会や各種団体からの要望に応じて栗東の歴史と文化に関連する講座の講師となり、歴史民俗博物館の調査研究の成果を提供し、歴史民俗博物館の内外で市民の学びの場を提供しました。</p> <p>ほかに、市外の博物館・資料館と連携した展覧会の開催や、自然観察の森、市立図書館など文化ゾーンの各施設との連携事業にも取り組み、市民の利用促進を図りました。</p> <p>【歴史民俗博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館資料の収集 <p>収集計画に基づき、新刊図書を中心に年間目標である10,000冊以上の収集を行いました。</p> <p>(29年度) 購入冊数 10,932冊 年間貸出冊数 641,573冊</p> <p>(30年度) 購入冊数 10,021冊 年間貸出冊数 630,862冊</p> <p>子ども読書活動の推進</p> <p>市民の要求に応え、多くの資料を提供できました。</p> <p>子どもと本を結ぶ事業をはじめ、子どもたちの読書のきっかけとなる展示等ができました。</p> <p>(29年度) おはなし会参加人数 774人 (30年度) おはなし会参加人数 810人【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学区コミュニティセンターを中心にはつらつ教養大学をはじめとする各種講座を実施し、子どもから大人まで幅広い世代に参加がありました。また自然体験学習センター「森の未来館」では滋賀南部森林組合へ指定管理委託を行い、森林環境学習「やまのこ」事業や周辺施設との一体的な利用等を実施することができました。 <p>【生涯学習課】</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターと連携を図りながら、自然観察会など身近に自然を体験できる事業展開を行い、学習の場を提供できた。広報りっとう、市のホームページやフェイスブックによりイベント等を紹介しました。 JVR養成講座を開催し、その卒業生3人がサポーターに加入するなど、リーダー育成の成果が一定見受けられました。【自然観察の森】
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ多様化と市民ニーズへの対応、各社会体育施設の老朽化対策、2024年開催の国民スポーツ大会に向けた競技施設整備と市民のスポーツへの意識・関心の高揚、新たな地域総合型スポーツクラブ創設に向けた働きかけが課題です。【スポーツ・文化振興課】 ○事業やイベントについては、すでに定着したものが多く市民の芸術・文化ニーズに込んでいると評価できますが、各種団体における会員数減少や役員の固定化、高齢化などによる組織の硬直化が見られることが課題です。 【スポーツ・文化振興課】 ○文化遺産の定期的な維持管理や災害対応などに対する経費の確保、地域における伝統文化の継承とその「担い手」の人材育成、埋蔵文化財発掘調査や文化財における専門的人材育成が課題です。【スポーツ・文化振興課】 ○市民学芸員の会員の固定と高齢化が進んでおり、これまでどおりの協働や連携のあり方が困難になっています。 市外の博物館・資料館との連携は歴史民俗博物館の事業に幅を持たせ、蓄積された調査研究成果や調査手法を効果的に活用する手段となり、利用促進にも繋がることから、今後も継続して行うことが望まれます。 施設全体の老朽化が進んでおり、来館者に対しては快適な利用環境が提供できにくくなっている。収蔵資料に対しては、空調設備の老朽化により、適切な保存環境の担保が危ぶまれます。【歴史民俗博物館】 ○図書館資料の充実 図書館資料は継続的な収集による蓄積と、最新情報収集のための刷新が必要になるため、一定資料費の確保が必要です。 ○子ども読書活動の推進 学校、幼保等関係施設との連携により子どもたちに読書

	<p>の楽しみを伝えていく必要があります。【図書館】</p> <p>○参加したくなるような、再来訪したくなるような講座や施設運営をする必要から、ニーズの把握を行う必要がある。また、広報等を広く行い、情報をより多くの人に届ける必要があります。</p> <p>そして、施設面や安全面からの課題があり、修繕や代替施設の検討なども行う必要があります。【生涯学習課】</p> <p>○来園者を増やすため、事業内容の充実と SNS 等の広報媒体を活用した効果的な情報発信を行うことが課題であります。併せて、施設の老朽化に伴い計画的な修繕により長寿命化を図る必要もあり、財源の確保も課題であります。</p> <p>【自然観察の森】</p>
<p>今後必要な取り組み</p>	<p>○第二期スポーツ推進計画の策定とそれに基づく市民のスポーツ振興のためのソフト、ハード両面からの環境づくりが必要です。また健康づくり、生きがい、精神面の視点から市民のスポーツ参加や実施を促し、他事業との連携による取り組みが必要です。</p> <p>【スポーツ・文化振興課】</p> <p>○新たな文化の担い手、特に若年層の人材育成・発掘により各種団体の活性化を図り、市内における芸術・文化の発展と伝承を行う必要があります。また日常から文化の香りが感じられる環境づくりが重要です。</p> <p>そして文化振興各団体の連携により連帯感を強め、事業の一体化を目指すことが必要です。</p> <p>【スポーツ・文化振興課】</p> <p>○老朽化が進行しつつある文化財関連施設の中長期的改修計画の策定、貴重な文化遺産の保護だけにとどまらない、その有効活用と情報発信、そしてこれらの取り組みや課題解決をすすめるうえでの基本的なアクション・プランとなる文化財保存活用計画などの策定が必要です。</p> <p>【スポーツ・文化振興課】</p> <p>○市民と歴史民俗博物館をつなぐ、市民学芸員の会の活動について、高齢化が進んだ現状に応じた活動への支援を行う必要があります。</p> <p>施設の老朽化については、中長期的な施設や空調設備の改修・更新の計画立案と予算の確保が必要です。</p> <p>【歴史民俗博物館】</p>

	<p>○図書館資料の充実</p> <p>2館の利用状況にあわせた、効率的な資料収集が課題です。子ども読書活動の推進「第二次栗東市子ども読書計画」に基づき関係機関との具体的な連携に取り込んでいきます。</p> <p>【図書館】</p> <p>○各種講座や事業については参加者、来訪者、世話役やスタッフの意見等を把握する中で、創意工夫を行います。また施設の安全面からは他施設の利用等柔軟に開催場所の検討を行います。</p> <p>施設の老朽化や自然災害等については都度対応を図ります。【生涯学習課】</p> <p>○利用者のニーズを知り、何度も利用したいと感じてもらえるよう、事業内容の充実と併せて、広報媒体を活用した効果的な情報発信により来園者の増加を図ることが必要です。また、施設の老朽化に伴い計画的な修繕により長寿命化を図ると共に、自然を活用していることから、利用者の安全の確保についても、注意喚起をして最大の配慮を行うことが必要です。【自然観察の森】</p>
--	---

基本的方向3 安全・安心で信頼される教育環境をつくる

(1) 信頼される学校をつくる

- 地域に根ざし、開かれた学校づくり【学校教育課】
- 危機対応のできる安全・安心な学校・園【学校教育課】

<p>主な取り組みの成果</p>	<p>○平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ボランティア等の地域人材等の等用により、地域教育力の活用で学校教育活動を充実することができました。また、学校だより等により、学校情報の積極的提供、発信を行いました。 学校評価を実施し、結果を公表することで、学校の取組とその成果が見える化し、学校・地域・家庭が一体となった教育を展開できました。全ての学校で、保護者や地域住民に学校を開放し、公開授業を実施することができました。 ・各校で避難訓練を計画的に実施することができました。火災対応だけでなく不審者対応や地震対応についても実施したり、授業時間だけでなく休み時間に実施したりするなど、子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことを意識できるよう取り組みました。各校で「学校防災マニュアル」
------------------	--

	<p>の内容について共通理解し、適宜修正を行いました。</p> <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書ボランティアを活用した図書館リニューアル作業の実施や、地域ボランティアを活用して学校環境整備を行う等、各校において工夫した活動を活発に行うことができました。学校だより等により、学校情報の積極的提供、発信を行いました。学校評価を実施し、結果を公表することで、学校の取組とその成果を見える化し、学校・地域・家庭が一体となった教育を展開できました。全ての学校で、保護者や地域住民に対する公開授業日を設定し実施することができました。【学校教育課】 ・各校で避難訓練を計画的に実施することができました。火災対応だけでなく不審者対応や地震対応についても実施したり、授業時間だけでなく休み時間に実施したりするなど、子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことを意識できるよう取り組みました。 <p>各校で「学校防災マニュアル」の内容について共通理解し、適宜修正を行いました。【学校教育課】</p>
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校が中心となって子どもたちの教育を行う時代から、家庭・地域・学校が協働して子どもを育成する時代へと移り変わるなかで、新たに出てきた「コミュニティ・スクール」という発想を、栗東市としてどのように捉え、取り組んで行くかが課題となっています。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・防犯の両面から、通学路点検が求められ、学校の過重負担が懸念されています。 <p>市内共通の対応とは別に、地理的環境が異なる校区独自の非常変災時の対応が必要です。【学校教育課】</p>
<p>今後必要な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ホームページ等をさらに活用し、リアルな子どもの姿を地域に発信できるよう、学校情報の発信方法の一層の工夫が課題であり、ホームページ作成にかかわる技術支援や研修の検討をしていきます。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通学路安全点検を効率的に行う市内の仕組みの構築。校区独自の非常変災対応に向け、中学校区内連携の強化が必要です。【学校教育課】

(2) 教職員の資質向上をはかる

○教職員の指導力の向上【幼児課・学校教育課】

○組織対応と外部機関との連携強化【学校教育課】

主な取り組みの成果	<p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none">・保育、教育の専門性を高めるための研修講座を開催し、多くの参加がありました。 <p>(開講数 目標値：18 講座、実績値：18 講座)</p> <p>教育研究奨励事業では、就学前、小学校、中学校から計 16 点の応募があり、それぞれ研修主事のもと計画的に研究を進めることができました。【幼児課・学校教育課】</p> <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒指導主事、主任会、児童生徒支援主任会を行い、重点児童生徒の情報を共有すると共に、必要な支援を行いました。子ども発達支援室、児童生徒支援室、家庭児童相談室、少年センターとの連携を図り、課題を抱える学校への支援を行いました。 <p>市巡回スクールカウンセラー (SC) を派遣し、児童・生徒の心理的支援を行いました。</p> <p>市スクールソーシャルワーカー (SSWr) を派遣し、児童・生徒の福祉的支援と、家庭と関係機関の接続を行いました。</p> <p>【学校教育課】</p>
今後の課題	<p>○教職員の研修講座では、教職員のニーズに応じたものだけでなく、今日的な課題やこれから必要となる教育課題に応じた内容の講座や講師の確保と、そのための報酬費・旅費の確保が必要です。</p> <p>【幼児課・学校教育課】</p> <p>○形骸化しないよう留意し、確実な定期カンファレンスを実施します。関係機関との積極的な連携を行う必要があります。【学校教育課】</p>
今後必要な取り組み	<p>○指導力向上アドバイザー (元校長、元教諭) の仕組みづくりと調査研究の充実を図ります。【学校教育課】</p> <p>○専門的見地や、法に基づいた意見が求められるような取り組みが必要となります。【幼児課・学校教育課】</p>

(3) 教育環境の充実をはかる

○学校施設の整備【教育総務課】

○学校給食の充実【学校給食共同調理場】

主な取り組みの成果	<p>○平成 29 年度～</p> <ul style="list-style-type: none">・金勝小学校エレベーター棟増築他工事は、平成 28 年度に完了しましたが、治田小学校大規模改造事業については交付金採択が見送りとなり未着手となりました。・治田小学校大規模改造工事、大宝小学校エレベーター棟増築工事、栗東中学校プールサイド改修工事等教育施設の改修・修繕による教育環境の整備を図りました。 <p>また、小学校の空調設備工事及び葉山東小学校増築工事、治田小学校増築工事の実施並びに教育施設の改修・修繕による教育環境の整備を図りました。【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none">・新しい学校給食共同調理場が完成し、新施設の稼動を機に中学校への給食提供を再開しました。新施設は、学校給食衛生管理基準に合致するよう整備し、より安全で安心な給食提供が行えるようになりました。 <p>【学校給食共同調理場】</p>
今後の課題	<p>○これまで、大規模改造工事について、当初予算で国の補助金が未採択の場合に、次年度繰越にする等、財源確保に苦慮してきました。今後も、国の動向次第ではそうした事態が予想され、中長期計画における継続的な事業実施に向けてどのように対処していくかが課題です。</p> <p>【教育総務課】</p> <p>○新施設が完成したことから、施設の運営面に重点を置き、アレルギー除去食対応等、新たに取り組みを開始した業務や施設の維持・管理を含め、より効率的で安定した給食提供を行う必要があります。</p> <p>【学校給食共同調理場】</p>
今後必要な取り組み	<p>○財源の問題を含め、学区ごとの生徒数予測により、必要とされる学級数を把握し、今後に向けた施設整備等に反映させていく仕組みづくりを検討していく必要があります。【教育総務課】</p> <p>○給食提供のみならず、給食提供を通じての食育推進を図るため、施設見学や保護者も対象とした食への意識啓発や食育事業の実施にも取り組む必要があります。</p> <p>【学校給食共同調理場】</p>

第4章 本市の教育振興の基本目標

1 栗東が目指す社会のあり方 ～「栗東市総合計画」より～

栗東市は、市民の皆さんと行政が力を合わせてまちづくりに取り組んでいくための指針「第六次栗東市総合計画」を令和2年3月に策定しました。

栗東市総合計画のもと、市民、事業者、行政が今後の10年における本市の目指すべき方向とその実現のための方策を共有し、共通の目標に向かって力を合わせて自分たちのまちを自分たちの手でより良くしていくことをめざしています。

現在は、令和2年4月～令和7年3月までの基本計画（前期計画）の期間中であり、総合計画基本構想に基づき、後期基本計画の検証を通じ、継続性や整合性を図る中で、市民とともに力を合わせて、安全・安心な暮らしの充実と、栗東市の魅力・活力の向上に取り組み、便利で、快適で、出かけやすい住まいの環境を維持し、さらに高めるとともに、このまちの魅力と個性を次代に継承していくため、10年後に栗東市が目指すまちの姿を次のように掲げます。本市の将来都市像である「いつまでも 住み続けたいくなる 安心な元気都市 栗東」の実現に向けた計画を実施します。

○ 将来都市像

いつまでも 住み続けたいくなる 安心な元気都市 栗東
将来像への思い

すべての市民の思いが繋がり、安心して、健康に、いつまでも楽しく住み続けたいまち。一度まちを離れた人も、いずれ帰りたいと想うふるさと。

そんな雰囲気ふれ、訪れた人が「私も住んでみたい」と憧れるまち。

私たちは、これまで先人が守り育ててきた、自然、歴史、文化、産業、活力、利便性や「馬のまち」としての個性など、まちの魅力を継承し、さらにより良いものにしていく、そんなまちを創りたいと願っています。

○ まちづくりの基本理念

1. 効率的で、創造的・発展的なまちづくりを市民の力で進めるため、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を進めます。
2. 立地特性を生かした地域活性化やコミュニティの再生を進めるため、「交流や連携で活力を創造するまちづくり」を進めます。
3. まちの個性や特長を伸ばしていくため、「優れた自然環境や歴史文化の魅力を継承するとともに『馬のまち』としての魅力を発展させるまちづくり」を進めます。

○ まちづくりの基本目標

「経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち」

- ・市内で経済活動や投資が循環する仕組みづくりを進めます。
- ・農林業、観光、ものづくりなど地域産業の定着・活性化を推進するとともに、地域資源や環境を生かして新たな複合系産業拠点や交流施設・交流機会を創出し、希望する人に多様な就労機会を創出します。

「自己肯定感が高く、笑顔にあふれた子どもを育むまち」

- ・教育関係機関等の連携体制を強化し、学ぶ意欲、高い自己肯定感、相手を思いやる気持ちなど、子どもたちの「生きる力」を幼少期から育みます。
- ・地域コミュニティや文化芸術、スポーツ、職場、まちづくり等におけるふれあいの機会等を通じて、地域ぐるみで子どもを育む取り組みを支援します。

「健康維持に向けた取り組みが進み、地域共生社会が実現しているまち」

- ・生涯を通じて、自らの健康についての関心を深め、自分らしく、いきいきと生活できる期間を延ばす取り組みを推進します。
- ・必要に応じて多様な医療・福祉・介護サービスを受けながら、いきいきと生活できる地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。

「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち」

- ・人が生きる上で普遍的な人権・平和の尊重、持続可能な環境という価値感を共有し、誰も取り残さないあたたかい地域社会づくりを進めます。
- ・中心市街地の魅力を高めるとともに、市内各地域との移動利便性・ネットワークを強化し、まちの一体感の醸成と市内外の交流による賑わいを創出します。
- ・自然災害など緊急時において、自分自身の命は自分で守る行動（自助）ができ、お互いに助け合えるコミュニティ（共助）を育成します。

「参画したくなる、新時代のパートナーシップを追求するまち」

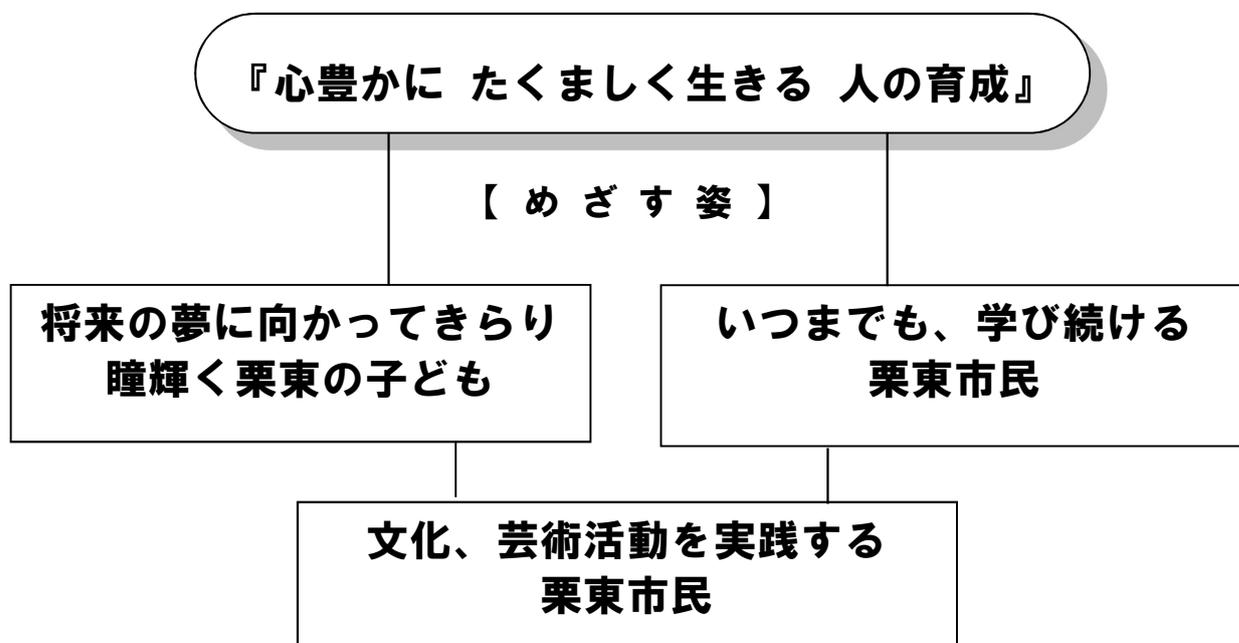
- ・地域(小学校区等)における共通課題の発見等を通じて、楽しく、共感し、義務ではなく生きがいとして、お互いに支え合える、市民同士、市民と行政の信頼関係を育みます。
- ・行政サービス等の現状を整理し、公と民のパートナーシップによる PPP (Public Private Partnership) の導入可能性検討など、新たな公民連携のあり方を研究・追求します。

2 教育の基本目標

教育は、「人づくり」「まちづくり」「地域づくり」の基礎です。第3期計画の策定に当たっては、「第六次栗東市総合計画」を踏まえた、学校・家庭・地域の協働と互いの支援で「経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち」「自己肯定感が高く、笑顔にあふれた子どもを育むまち」「健康維持に向けた取り組みが進み、地域共生社会が実現しているまち」「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち」「参画したくなる、新時代のパートナーシップを追求するまち」を基盤に、緊密な連携をはかりながら、第3期計画における「教育の基本目標」『心豊かに たくましく生きる 人の育成』としたうえで、前章に掲出した第2期計画の課題や新たに生じた事項への対応のために施策の見直し等を行い、目標実現に向けた取り組みを推進します。

教育の基本目標の具現化に向けて、めざす姿と、特に大切にしたい重点施策を次のとおり掲げて教育を推進します。

【教育の基本目標】



【特に大切にしたい重点施策】

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育、平和教育の推進
- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる一貫した教育の推進
- 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

第5章 今後5年間に取り組むべき施策と目標

1 施策の基本的方向

以上のように今日の社会情勢や教育に対する現状と課題を踏まえ、本市の教育の基本目標を柱に、今後5年間で取り組むべき基本的方向を以下の点に整理し、各論において個別施策のめざす目標などについて示すこととします。

基本的方向1 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

- (1) 確かな学力を育む
- (2) 豊かな心を育む
- (3) 健やかな体を育む
- (4) 子どもたちの育ちを支える

基本的方向2 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う

- (1) 人権を尊重する社会をつくる
- (2) 家庭・地域の連携により教育力を高める

基本的方向3 安全・安心で信頼される教育環境をつくる

- (1) 信頼される校・園をつくる
- (2) 教職員の働き方改革と資質向上をはかる
- (3) 教育環境の充実をはかる
- (4) 校・園における安全確保と安全教育の推進をはかる

基本的方向4 人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる

- (1) 生涯学習の場の充実を図る
- (2) 生涯学習推進の成果を活かす場をつくる

2 本計画の施策体系

栗東市教育振興基本計画の施策体系は、基本目標を軸に教育施策を着実に推進していくため、「基本的方向」、「基本項目」、「具体的な取り組み」に体系化し推進を図っていきます。

基本目標	基本的方向	基本項目	具体的な取り組み		
心豊かにたくましく生きる人の育成	□1 「次代を担う子どもたちの生きる力を育む」	(1) 確かな学力を育む SDGs④	① 「きらりフル チャレンジ」の改革 ② 言語能力の育成 ③ 「きめ細やかな指導」の充実 ④ 学校 I C T等環境整備の推進		
		(2) 豊かな心を育む SDGs④	① 人権・同和教育、平和教育の啓発と推進 ② 道徳教育の充実 ③ 体験活動の推進と社会性の向上		
		(3) 健やかな体を育む SDGs③	① 基本的な生活習慣の定着 ② 食育の推進 ③ 体力の向上と健康の保持増進		
		(4) 子どもたちの育ちを支える SDGs④	① 児童生徒支援の充実 ② 特別支援教育の推進		
		う □2 「社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合」	(1) 人権を尊重する社会をつくる SDGs⑤	① 住民啓発の充実 ② 男女共同参画の視点に立った保育、教育の推進 ③ 職員の資質向上	
			(2) 家庭・地域の連携により教育力を高める SDGs④	① 青少年の健全育成・若者の社会参加の促進 ② 家庭教育の充実に向けた生涯学習の支援 ③ 家庭の教育力の向上 ④ 就学前保育教育の提供、人材育成・確保	
			□3 「安全・安心で信頼される教育環境をつくる」	(1) 信頼される校・園をつくる SDGs⑪	① 地域に根ざし、社会に開かれた校・園づくり
				(2) 教職員の働き方改革と資質向上をはかる SDGs⑧	① 教職員の指導力の向上 ② 組織対応と外部機関との連携強化 ③ 働き方改革により子どもと向き合う時間の確保
		(3) 教育環境の充実をはかる SDGs④	① 校・園施設の整備 ② 小・中学校、幼稚園等給食の充実		
		(4) 校・園における安全確保と安全教育の推進をはかる SDGs⑪	① 交通安全の確保とスキルの育成 ② 危機対応のできる安全・安心な校・園づくりと地域の連携		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> ④ 人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる </p>	<p>(1) 生涯学習の場の充実を図る SDGs④</p>	① 各地域拠点施設を活用した生涯学習の推進
		② 生涯学習関連施設の利用促進
		③ 図書館機能の充実
		④ 文化財の保護・保全・活用
	<p>(2) 生涯学習推進の成果を活かす場をつくる SDGs④</p>	① 生涯スポーツの振興
		② 市民文化や芸術活動の振興

3 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後5年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、以下のような施策を中心に取り組みます

【施策体系図】

心豊かにたくましく生きる 人の育成

(1) 確かな学力を育む

- ①「きらりフル チャレンジ」の改革
- ② 言語能力の育成
- ③「きめ細やかな指導」の充実
- ④学校ICT等環境整備の推進

(2) 豊かな心を育む

- ①人権・同和教育、平和教育の啓発と推進
- ②道徳教育の充実
- ③体験活動の推進と社会性の向上

(3) 健やかな体を育む

- ①基本的な生活習慣の定着
- ②食育の推進
- ③体力の向上と健康の保持増進

(4) 子どもたちの育ちを支える

- ①児童生徒支援の充実
- ②特別支援教育の推進

(1) 人権を尊重する社会をつくる

- ①住民啓発の充実
- ②男女共同参画の視点に立った保育、教育の推進
- ③職員の資質向上

次代を担う子どもたちの
「生きる力」を育む

(2) 家庭・地域の連携により教育力を高める

- ①青少年の健全育成・若者の社会参加の促進
- ②家庭教育の充実に向けた生涯学習の支援
- ③家庭の教育力の向上
- ④就学前保育教育の提供、人材育成・確保

社会全体で子どもたちの
健やかな育ちを支え合う

(1) 信頼される校・園をつくる

- ①地域に根ざし、社会に開かれた校・園づくり

(2) 教職員の働き方改革と資質向上をはかる

- ①教職員の指導力の向上
- ②組織対応と外部機関との連携強化
- ③働き方改革により子どもと向き合う時間の確保

(2) 生涯学習推進の成果を活かす場をつくる

- ①生涯スポーツの振興
- ②市民文化や芸術活動の振興

(3) 教育環境の充実をはかる

- ①校・園施設の整備
- ②小・中学校、幼稚園等給食の充実

(4) 校・園における安全確保と安全教育の推進をはかる

- ①交通安全の確保とスキルの育成
- ②危機対応のできる安全・安心な校・園づくりと地域の連携

(1) 生涯学習の場の充実を図る

- ①各地域拠点施設を活用した生涯学習の推進
- ②生涯学習関連施設の利用促進
- ③図書館機能の充実
- ④文化財の保護・保全・活用

安全・安心で信頼される
教育環境をつくる

人と地域がともに輝く
生涯学習社会をつくる

基本的方向 1 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

(1) 確かな学力を育む SDGs④

①「きらりフル チャレンジ」の改革

【現状と課題】 (学校教育課)

これまで栗東市では、「きらりフル チャレンジ」の取組として、「くりちゃん検定」を実施してきました。平成 29 年度からは、中学校において、きらりフル チャレンジの取組から、市内中学 2 年生を対象とした「中学校 新 きらりフル チャレンジ～栗東市学力調査～」へと変更いたしました。小学校では、これまで通り、漢字や計算の繰り返し学習を通じた家庭学習の習慣化を大きなねらいとしており、検定が深く浸透している現在、検定の最終認定率も、小学校では、漢字 100%、計算 100%となっています。「きらりフル チャレンジ」の取り組みは、子どもたちの学びを下支えする学習習慣の確立に欠かせないものとなっています。

学校においては、学習指導要領の改訂に伴い、「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の^{かんよう}涵養)」を柱とした教育を進めていきます。問題の解決や探求活動を主体的、協働的に取り組む子どもの育成に努めていますが、今後高度で複雑化した社会を生き抜く力を育むためには、これまで以上に、授業等を工夫・改善することが求められます。

【施策】

- 小学校では、「きらりフル チャレンジ」の取り組みを一層推進し、「くりちゃん検定」に取り組むことで、学力を下支えする力「学習習慣の確立」、「自信ややる気、達成感の獲得」等を身に付けます。
- 中学校では、前述の小学校で身に付けた力をもとに、各教科で仲間と協力して、課題解決や探求活動に主体的に取り組む力を育成することを目標に、さらなる授業改善に取り組みます。市内中学 2 年生を対象に「中学校 新 きらりフル チャレンジ～栗東市学力調査～」を実施し、学力診断から授業改善や個別支援へつなげることで、今後求められる力の育成に取り組めます。

②言語能力の育成

【現状と課題】 (学校教育課)

現在、児童生徒においては、読書離れが進み、語彙の獲得や論理的に組み立てる力、コミュニケーション能力に課題を持つ子どもが増えています。また、現在、小学校 5、6 年生で実施されている外国語活動は、令和 2 年度より「外国語科(英語)」となり、小学校

3, 4年生でも外国語活動が導入されるなど、小学校において本格的に英語教育が開始されます。

そのため、課題解決に向けて柔軟に思考する力や他者との協力で新たな方法を構築する力を高めるため、児童生徒の読書量の増加をはかり、言葉を介した児童生徒の論理的思考と「聞く」「読む」「話す」「書く」活動を通して、言語能力育成に取り組むことが急務となっています。

【施策】

- 児童生徒の言語能力の育成のため、日本語および外国語の学習において、ICT等教育機器を効果的に活用しながら「聞く」「読む」の経験を積み重ねて創造的な思考力を育てることで、「話す」「書く」において豊かな表現力を育成します。
- 学校司書の配置を進め、蔵書管理システムの現代化を図り、学校図書館の魅力と利便性を高めることで、児童生徒の読書量の増加を推し進めます。
- 言語能力の育成においては、小学校における外国語活動や外国語学習の内容を十分に踏まえた指導ができるよう、また、中学校の指導内容の高度化に対応できる指導力を英語科教員が身に付けられるよう、小中高接続事業や、教員研修を実施します。
- あらゆる教科学習においても中学校区内の連携を密にし、小学校から中学校、高校へと言葉を介して論理的に、的確に自分の思いや考えを伝えたり、表現したりする能力の育成に努めます。

③「きめ細やかな指導」の充実

【現状と課題】（学校教育課）

各学校においては、子どもたちの確かな学力を育むため、少人数の学習集団での課題別指導や習熟度別指導、個別指導や補充・発展的な指導など、教科や学習内容によって指導方法の工夫に努めています。

しかし、子どもたちの基礎学力や学ぶ力の個人差は大きく、多くの子どもたちが個別の支援を必要としています。

そこで、個々の子どもたちの課題に応じた支援体制をさらに整え、きめ細やかな指導の充実を図ることが必要です。

【施策】

- 大学との提携により、教育実習や学生サポーターを受け入れています。また、出身校での教育実習を希望する学生も増加の傾向にあり、子どもたちへの複数指導や少人数指導などのきめ細やかな指導のスタッフとして、教育実習を終えた学生をサポーターとして受け入れ、活動できるシステムの構築と充実を図ります。
- 市内すべての小・中学校に学校サポート支援員を配置し、すべての子どもたちにきめ細やかな指導ができるよう努めます。

④学校ICT等環境整備の推進

【現状と課題】（学校教育課）

変化の激しい高度情報化社会を生き抜くため、必要な情報を主体的に収集し、適切に処理、編集できる能力や、それらを発信、伝達できる能力等を育成するための環境整備に資するため、文部科学省は「全国の学校におけるICT環境整備ステップ」を定め、学校におけるICT環境整備の段階と達成指標を明示しました。これを指標に、全国の各市町では、ICT等を活用した新たな学びを実現するための環境整備を進めています。

栗東市におけるICT等環境整備は、第1ステップ（大型提示装置＋各教室パソコン1台）の完遂し、第2ステップ（グループ1台可動式パソコン1台＋無線LAN）の達成については、先を見通した計画立案とその実現が求められます。

【施策】

- 総務課情報政策係と連携しながら、近隣の先進地域からの情報や、取扱業者からの提案収集を積極的に行い、より効果的でコスト・パフォーマンスに優れ、実現可能な計画を立案します。
- 各小中学校における情報教室の機器入替に際しては、将来的に「校内ICTセンター」としての活用を想定して、レイアウト等を進める。

(2) 豊かな心を育む SDGs④

①人権・同和教育、平和教育の啓発と推進

【現状と課題】

（人権教育課・幼児課・学校教育課・生涯学習課・スポーツ・文化振興課・図書館）

栗東市では、「人権・同和教育基準年間計画」を策定し、「十里まちづくり」学習を核とした人権学習に全市で取り組んでいます。また、歴史学習を通し、自分の生き方につなげる学びができるよう、小学校6年生を対象とした「部落問題学習の創造Ⅶ」を作成しました。また、自分の生き方につなげる学びができるよう、小学校では『部落問題学習の創造』や、中学校では『「部落史学習の創造」にかかる学習指導案集』を活用した歴史学習を行っています。

しかし、近年の部落史観の変化を捉えた指導内容や指導方法については、検討を重ねていく必要があります。また、知的理解に関わる学習については、系統性や継続性を持って取り組みが進められていますが、差別に気づき、差別をなくしていこうとする態度の育成については、より一層の取り組みの推進が求められます。

「平和活動を推進するまちづくり」として、夏休み期間、小学校を対象に平和学習事業を実施し、戦争体験者から戦争を知らない子どもたちに対して、当時の様子を伝え、また戦時中の食事を体験すること等を通して、平和の大切さを学習します。

歴史民俗博物館においては平成2年度の開館以来、戦争と平和にかかわる地域資料の掘り起こしと収集と保存、そして「平和のいしずえ」展の開催を行うことで、市民に「心をつなぐふるさと栗東」平和都市宣言の理念や平和の大切さを考える機会を提供してきまし

た。図書館においても毎年、「平和のいしずえ」コーナーを設置し、戦争に関わる図書の展示・貸出を行っています。

戦争を経験した世代が減少するなかで、当事者から直接戦争と平和について学ぶ機会も減少していきます。今後はますます、学校教育や歴史民俗博物館、図書館などの社会教育施設が当事者によって変わって、子どもたちや市民が戦争と平和について学んだり考えたりする場を提供する役割を負う必要があります。

【施策】

全教職員の人権感覚を高め、推進体制の確立を図るため、職員研修と研究授業・保育を2年サイクルとした学校・園訪問を実施します。また、計画指導訪問・事後訪問を行い、学校・園の取り組みを支援します。

保・幼・小・中・高・特別支援学校が連携した人権・同和教育担当者連絡協議会の開催により他校・園種への理解を深め、「十里まちづくり」学習を核とした人権・同和教育の指導方法や指導内容について、意見交流を行うと共に、差別解消を自分ごととして捉え、行動していこうとする意識改革をめざした研修・啓発の在り方、効果的な研修・啓発方法の共有を図ります。

歴史民俗博物館では引き続き戦争と平和にかかわる資料の収集・保存を進めます。またその資料を活用し「平和のいしずえ」展を開催することを継続します。図書館においても、「平和のいしずえ」コーナーを設置し、戦争に関わる図書の展示・貸出を継続します。

②道徳教育の充実

【現状と課題】（学校教育課）

近年、本市においても、急速な都市化により児童生徒数は増加し、地域での結びつきや関わりの弱まり、規範意識の希薄化などの問題が、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしています。

このことから、正義感、責任感や思いやりの心、基本的なモラルや規範意識、自然や他者との好ましい関わり等、豊かな心の育成が大切です。そのため、小学校で平成30年度から、中学校で令和元年度から教科化された「特別の教科 道徳」の一層の充実に努めるとともに、学校の教育活動全体を通じての道徳教育の推進が重要となります。

【施策】

- 子どもたちの心に響く「特別の教科 道徳」に向けた質の高い指導法の確立を図ります。
- 道徳教育についての研修会を行い、学校の全教育活動を通して取り組む道徳教育の活性化を図ります。
- 道徳の時間の全校的な授業公開を実施し、家庭や地域社会と連携した道徳教育を推進します。

③体験活動の推進と社会性の向上

【現状と課題】（学校教育課・幼児課）

本市においては、集団や自然環境、社会との関わりが弱くなり、幅広い経験を積んでいない子どもたちが増えつつあります。

このことから、様々な教育活動のなかで、豊かな人間性や社会性を育む体験活動を通して、一人ひとりが社会生活のルールや社会性を身につけることや環境に配慮した生活ができる力を身につけることが必要不可欠となります。発達段階に応じた体験の積み重ねを通して相手の立場になって考えたり、人を思いやる心や感動したりする心、自然や地域と共生する力の育成を図ることが重要です。

【施策】

- 豊かな自然を生かした自然体験活動として、県との関わりによる森林環境学習「やまのこ」事業や「びわ湖フローティングスクール」、農業体験「たんぼのこ」など、自然・宿泊体験を重視した教育活動の推進を図ります。
- 職場体験「中学生チャレンジウィーク」や、「善行活動」「愛校活動」「飼育栽培活動」や「異年齢・異世代交流」などを実施し社会性を育む体験活動は、それぞれの学校で工夫した「福祉・ボランティア体験・文化や芸術に触れる体験・人とふれあう体験・ものづくり体験」の充実にも努めます。
- 「馬のまち」栗東市の特性を生かし、地域社会との積極的な交流を行い、子どもたちが自分の住む地域に一層親しみを感じていくようにしていきます。
- これらの体験活動や集団活動を通して、よりよい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成と社会性の向上を図ります。

（3）健やかな体を育む SDGs③

①基本的な生活習慣の定着

【現状と課題】（学校教育課・幼児課）

子どもの能力を充分発揮させるためには、家庭での生活習慣が重要であるという考えから、平成18年度より「くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～」を始めました。市内園を対象に、「ふだんの生活習慣アンケート調査」を毎年実施し、子どもたちの実態把握と共に、保護者への啓発をしています。また、市内小中学生は文部科学省による「全国学力・学習状況調査」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の調査の分析から、家庭での生活習慣の重要性に対する認識は、ますます高まっています。各学校や家庭では、「『早ね・早おき・朝ごはん』がんばりウィーク」を設定するなど、学校・家庭との連携、子どもたちへの啓発を継続的に取り組み、着実に成果をあげています。

【施策】

「くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～」の取り組みを継続し、さらに各校・園の実践や成果を互いに共有したり、各校・園の学校（園）だより等で啓

発をしたりすることで、基本的な生活習慣の定着に向けて、さらなる推進を図ります。

また、全園児を対象とした「ふだんの生活習慣アンケート調査」を継続し、子どもたちの実態を定点観測します。結果を分析し、成果と課題をまとめて家庭や地域への説明も継続することで、より効果的な啓発を進めます。

②食育の推進

【現状と課題】（学校教育課・幼児課・学校給食共同調理場）

今日、子どもたちの「食」を取り巻く状況が大きく変化し、心身の健康上の諸問題が指摘されています。食育はすべての教育活動の基礎となるべきものととらえ、子どもたちの健やかな成長にとって、「食」は大切な要素であるという認識が必要です。

本市では、平成 21 年度より「栗東市食育推進計画」を策定して、学校・園や各機関と連携して市内の食育推進の取り組みを進めています。

しかし、取り組みが進む中でも、朝食摂取率や、中学生が自分で弁当をつくる生徒の割合の増加にはかげりが見え、横ばい状態となっています。

【施策】

- 学校給食を通して、食生活の改善と健康増進のほか、食に対する感謝の気持ちや食事のマナーが育まれるよう、食育指導にも積極的に取り組むとともに、給食だよりや保護者も対象とした食育事業等の実施により、家庭における食生活の改善にも寄与できるような、食育に関する情報の提供にも取り組みます。
- 今期「栗東市食育推進計画」に基づき、さらに食育を市民運動として進めます。
- 各学校における食育推進体制の確立や食に関する指導の充実、食育の日の取り組みや体験活動の推進を図ります。

③体力の向上と健康の保持増進

【現状と課題】（学校教育課）

滋賀県の児童生徒の体力・運動能力の県平均値は、平成 11 年度から開始された新体力テストの実施後、わずかながら上向き傾向にあるものの、特に小学校においては、全国平均値に比べるとやや低い水準にあり、その傾向は市内の子どもたちも同様です。そこで、小学校においては、学校ごとに体力向上の重点目標を設定し、その達成に向けた取り組みを計画的に実施しています。また、小学校では、県の陸上記録会やチャレンジランキングの活用、中学校では、中体連の各種大会に向けた取り組みを支援して、子どもの体力や運動能力の向上に努めています。

【施策】

- 子どもたちの体力の低下などの課題に対応し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむための基礎を培う学校体育の充実に努めます。
- 小中学校では、新体力テストを全学年で実施し、子どもたちの運動能力を実態把握するとともに、子ども自身も把握することで、意欲の向上や、体力向上に向けた取り組みの充実につなげます。

○小学校では、体育科の「年間指導計画」の他に、重点となる体力要素を高めていくための年間計画「子どもの体力向上プラン」に基づいて、子どもたちの実態に応じた指導に努めるとともに、子どもの意欲を高めるための授業改善に取り組んでいきます。

(4) 子どもたちの育ちを支える SDGs④

①児童生徒支援の充実

【現状と課題】 (学校教育課)

本市は、急速な都市化による住民の流入入によって、従来の地域コミュニティや住民生活には大きな変化がもたらされました。その中で、本市の不登校総合対策事業（児童生徒支援室事業：平成16年度～）を開始したことで、市全体の支援率は向上しました。その結果、国・県の平均値を大きく上回った不登校出現率は減少に転じ、国・県同様の不登校出現率へと留まりを見せました。今後は、不適応症状を示す子どもたちの個々の特性に見合った更なるきめ細かな支援を行うとともに、増加が予想される外国にルーツをもつ子どもたちを含め、すべての子どもに応じた学びと育ちの機会の提供に向けた取り組みを継続することが求められます。

【施策】

- 月例児童生徒支援主任会を開催し、各校の事例について研究協議を進めます。
- 小学校を中心に、市スクールカウンセラー（SC）を派遣し、困難事例への対応や教員のコンサルテーションの機会を確保し、市内各校の校内支援力を向上します。
- 市スクールソーシャルワーカー（SSWr）を中学校に配置・派遣し、学校不適応を発現する児童生徒に対し、置かれた家庭環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、課題解決への対応を図っていくために、教員と協働する役割と体制を作ります。
- 各校の担当者の見立てとニーズに応じて、児童生徒支援室が持つ教育相談事業や適応教室事業を提供します。さらに、国・県の生徒指導関係事業を各校の課題状況に応じて適切に配分するなど、不適応事例に応じて学校をバックアップします。
- 県事業を有効活用するとともに、市単独の日本語指導員を配置し、各校における外国にルーツをもつ子どもたちへの支援を図ります。

②特別支援教育の推進

【現状と課題】 (学校教育課・幼児課)

発達障害者支援法の施行と特別支援教育の開始からそれぞれ10年以上を経ました。栗東市においても、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図る力や地域の一員として生きていく力を培い、円滑な社会生活の促進のために「栗東市特別支援教育基本ビジョン」、「栗東市特別支援教育実施プラン」「栗東市特別支援教育推進計画」を策定して、特別支援教育を推進しています。

特別支援教育の意識や理解が園や学校、保護者に広まり、発達上の課題のある幼児・児

童・生徒の把握が進み、相談や具体的な支援が行われるようになってきました。

しかしながら、障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた特別支援教育の推進が求められている中、現状には明らかに開きがあります。

今後は特別支援教育の体制をより一層充実していくとともに、障がいのある子どもたちの将来を見通し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うことなど特別支援教育の質的な充実を図っていくことが求められています。

【施策】

- 「栗東市特別支援教育基本ビジョン」、「栗東市特別支援教育実施プラン」「栗東市特別支援教育推進計画」を基に、特別支援教育を推進します。
- 園・学校が、就学前から学校卒業後までのライフステージを見通し、状況に応じた適切な指導・支援を園・学校が行えるよう支援体制の整備を図ります。
- 具体的には、すべての小・中学校に特別支援教育支援員をニーズに応じて配置するとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、保育者・教員の専門性向上のための研修などを継続し、学校・園のニーズに応じた巡回相談の実施、就学支援の充実、特別支援教育コーディネーターの養成、園内・校内体制の充実等に向けて取り組んでいきます。

基本的方向2 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う

(1) 人権を尊重する社会をつくる SDGs⑤

①住民啓発の充実

【現状と課題】 (人権教育課)

栗東市は、差別のない人権が尊重されるまちづくりをめざして様々な取り組みを進めてきました。その結果、一定の成果がみられますが、市民の人権意識をまだまだ高める必要があります。また、差別落書きや差別発言、インターネットによる差別書き込み事件など、人権啓発の不十分さ等がみえています。

さらに、「十里まちづくり」事業については「ねたみ意識」や「寝た子を起すな」的な考えもあり、同和地区に対する差別や偏見等が今なお根強く残っています。平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、市民の中には同和地区についてマイナスのイメージや、誤った認識を持っている人もみられたりすることから、地区別懇談会をはじめとする各種研修会の機会を生かして、同和問題についての正しい理解と認識が得られるよう取り組みを続ける必要があります。

また、地区別懇談会をはじめとする各種啓発活動については、参加者が懇談会や研修会の有効性を実感していることから、初めての参加者が増えるように、懇談会・研修会の内容を高めるとともに啓発・呼びかけの在り方を工夫する必要があります。

本市では、人権・同和教育推進5ヵ年計画「第四次輝く未来計画」を策定し、平成28年から5年間で、「差別を『しない』から、差別を『なくす』確実な一歩を」を合言葉に、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまちづくりをめざし取り組んでいます。

また、「広げようつながりを 深めよう学びを」をテーマに、人と人とのつながりを広げ、差別の現実に関わり、人権・同和教育の正しい理解と認識を深められるよう啓発・教育活動を推進しています。

近年のインターネットの普及等による情報化の進展により、見えにくかった差別がネット上で顕在化、悪質化していることから、今後も社会の現状に合った人権・同和教育・啓発を進めていきます。

【施策】

- 人権・同和教育推進5ヵ年計画「第四次輝く未来計画」の実践、「第五次輝く未来計画」の策定。
- 地区別懇談会の実施内容の工夫と充実。
- 人権・同和教育推進協議会の自主的な活動の充実、活性化。
- 中学校区別人権教育地域ネット事業及び小学校区別の学区運営委員会を中心とした学校・園、地域、家庭の連携による人権・同和教育・啓発の推進。
- 社会教育関係施設での人権・同和教育に関する学習機会の提供
- ひだまりの家（地域総合センター）を拠点にした教育の充実及び近隣住民との交流の活性化

②男女共同参画の視点に立った保育、教育の推進

【現状と課題】（学校教育課・幼児課）

男女共同参画社会の基本は、お互いを思いやる心であり、個人の多様性を認め合う気持ちです。性別に関わらず、一人の人間として尊重され、自分らしく生きることができ、そして男女が互いに対等なパートナーとして、その絆を深めていくことを支援できるような社会の実現をめざしていかねばなりません。

教育の場においても、現在は「男女があらゆる場で共に協力し、共に責任を担って、よりよい社会を目指していくこと」を求めた教育を行っています。

しかしながら、今なお社会には、性別によって生き方、役割などを決めてしまう意識や慣行が存在し、知らず知らずのうちに子どもたちの生活習慣や考え方に大きく影響しているのも現状です。

そこで、教職員自らが性別による「偏見・思い込み」のない心で子どもたちに接し、指導をすることが大切であり、子どもたち自身が性別にとらわれず、人そのものを尊重し、個人の多様性を認め合い、能力を十分に発揮できるような教育の場を確保していかねばなりません。

子どもの日常生活の中で、性別による決めつけが感じられる場面が多く、無意識のうちに様々な思い込みをうえつけられていることがあります。

一人一人の子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることのないよ

う、子どもに合わせて環境を整え、配慮する必要があります。

また、子どもが将来、性差により人を差別したり、偏見を持ったりすることが無いよう、人権に配慮した保育を心がけ、保育者等自らが自己の価値観や言動を常にふりかえり見直しをしていくことも必要です。

【施策】

- 栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に男女共同参画に係る学習を位置づけ、あらゆる教科における学習を促進します。
- 教科書教材に加えた「男女共同参画社会づくり副読本」の効果的な活用による学習内容の工夫と推進します。
- 子どもの性差に留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように対応していきます。
- 保育者等自らの自己の価値観や言動を、常に振り返ることができるよう研修を行い、資質向上を図ってまいります。

③職員の資質向上

【現状と課題】（学校教育課・幼児課・人権教育課）

公務員が、同和問題解決に向けて果たす役割は大きく、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための主体者としての責務を自覚し、「差別を見抜き、許さない」職員として、間違いを正し、常に実践行動を起こせるように資質向上を図るのは、職員の使命です。

そこで、課長補佐級以上の職員を中心に地域へ出向き、地区別懇談会の講師を担ったり、人権啓発リーダー講座に参加したりするなど、人権尊重のまちづくりへの参画を図っています。

また、栗東市内小中学校で行われている「十里まちづくり」学習について学び、外部の研修会や講座に参加しています。

しかし、「差別はよくない」とわかっていても、差別の問題に対して「傍観者」となってしまう、問題を遠ざけるだけで「自分自身の問題」ととらえ切れていないという現実があります。例えば、「研修をしなければならない」「地区別懇談会で話さなければならない」から学ぶという受け身の意識では、自分自身を高めることはできません。

全ての職員が、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けて取り組むためには、自分の思いを語り自分の生き方を見つめるような研修を重ねたり、日々の業務の中で自分自身の人との関わり方や言動・行動を見つめたりする必要があります。

このように職員の人権・同和問題研修を一層充実し、継続していくことで、「差別をなくす」主体者としての意識の高揚を図らなければなりません。

【施策】

- 差別をなくすための主体者としての責務を自覚するための人権・同和問題研修への積極的な参加。
- 人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会の効果的な推進と内容の工夫。

○人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会への積極的な参加の促進。

(2) 家庭・地域の連携により教育力を高める SDGs④

①青少年の健全育成・若者の社会参加の促進

【現状と課題】（生涯学習課）

様々な情報が氾濫し、青少年を取り巻く環境がめまぐるしく変化している今、一人ひとりの人間性や社会性を育てながら、それぞれの絆を大切にする地域づくりを進めることが大切です。少年非行は近年減少傾向にあるものの初発型非行の低年齢化が見られ、家庭と地域が連携して低学年児童への規範意識定着に向けた指導も必要です。また、スマートフォンの普及で、SNSでつながる若者が増え、ネット上での様々な問題も多く発生しています。不登校やひきこもり、子どもの貧困についての問題も青少年にとっては重要な課題であり、若者の社会参加を促す環境づくりが今後ますますもとめられています。

【施策】

〔地域で青少年を育てる環境づくり〕

○地域コミュニティを基礎とした青少年の多様な活動の場づくりを図るため、地域の多くの方々の参画を得て放課後子ども教室や体験活動を推進し、「将来の夢に向かってきらり瞳輝く栗東の子ども」に育つよう、地域での広がりをめざす環境づくりを支援します。

○世代を超えた交流や地域住民のネットワークが広がり、今後の社会を支える若年層の人材育成につながるような事業を重点的に促進します。

〔青少年の非行防止・健全育成〕

○青少年の健全育成を図るため、青少年育成市民会議など関係団体との連携のもと、青少年育成地域活動支援事業に取り組みます。

○青少年の初発型非行の未然防止、有害環境・不審者からの青少年の安全確保に向けて、少年補導委員や関係機関との連携を強めながら、販売店の有害図書等の監視活動、薬物乱用防止などの啓発活動、街頭補導（パトロール）の充実など必要に応じた迅速な随時補導等を展開します。また、多発しているスマートフォンをはじめとするインターネットに関わる「サイバー犯罪」に青少年が巻き込まれないよう、保護者（PTA）、学校、業者等と連携した取り組みを積極的に展開します。そして、青少年、保護者を含む地域社会の規範意識の向上や親の「子育て」に向けた啓発活動を積極的に推進します。

○少年センターでは悩める青少年に関する相談窓口としての役割が果たせるように努めます。無職少年に対する就学・就労支援はもちろん、中高校生の非行防止や自立支援に対しても関係機関と連携しながら積極的に取り組みます。さらに、青少年の非行防止、健全育成及び子どもの安全確保を総合的かつ効果的に行うため、少年センターを中心に関係機関・団体との連携により、街頭補導、相談活動、無職少年対策指導、有

害環境浄化活動、啓発活動を推進していく必要があります。

②家庭教育の充実に向けた生涯学習の支援

【現状と課題】（学校教育課・幼児課・生涯学習課）

子育て家庭においては、人や自然にかかわる経験が減り、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつくれず、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が増加しています。また地域社会においても、子育てを継承する地域全体の養育力が弱まっており、子どもを取り巻く環境は深刻化してきています。

就学前教育においては、保育者が、専門性や特性を活かして、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが乳幼児期をよりよく生きるために、保護者が子育ての喜びを味わい、自信へとつなげていけるよう支援をする必要があります。

以前の社会では三世帯同居の家庭が多く、親以外にも多くの大人が子どもに接していました。また、どの家の子どもたちも人々は「地域の子ども」として見守り、育ててきました。しかし、急速な都市化の進展、職場と住居の分離などにより、家庭の形態や生活様式は大きく変わり、核家族化や地域社会の希薄化が進んだ結果、地域の持つ教育力が低下し、家庭における子育てについては、身近に相談できる人や助けてくれる人がいない状況が多く見られます。このため、子育てのあり方が大きく変化してきています。

また、安定した収入を確保するため、夫婦共働き世帯も増えた中で、男性も女性も職場や家庭、地域活動において両立ができるような環境を整える必要が高まってきています。

これからは、男性や女性にかかわらず子育ての責任を果たし、地域が一体となった子育ての支援を展開することが必要です。

【施策】

- 保護者が抱えている子育ての問題や課題に対して、その気持ちを受け止め、保護者が自ら考え解決策を生み出していけるように、育児、保育に関する専門的知識・技術を活かした対応をしていきます。
- 園は地域と連携をはかり、望ましい子育ての知識や情報を伝えていきます。地域との関係づくりに努め、育児における様々な問題などの発生予防や早期発見をし、地域全体で子どもを守り育てていくという役割を果たしていきます。
- 親と子の成長を地域全体で支えるという考えの下に、地域の子育てを支援する組織や環境の充実を図ります。
- 生涯学習のまちづくりの場を通して、地域内交流の拡充を図ります。
- 生涯学習事業を通して、情報提供と学習機会の充実を図ります。
- 子どもたちが高齢者をはじめとする地域の様々な人と交流ができる場の充実を図ります。
- 保護者、地域、学校が連携を図り、地域ぐるみでの子育て環境の充実を図ります。→「ありがとうと言える子育て」運動、「子育てのための12か条」。

③家庭の教育力の向上

【現状と課題】（幼児課）

家庭は、子ども達の健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点です。家庭に教育の基盤をしっかり築くことが、あらゆる教育の基盤として重要だと言えます。

しかし、核家族化や地域社会のつながりの希薄化等の影響を受け、家庭教育に関して、身近に相談相手を見つけることが、難しかったり、家庭教育に関する多くの情報を取捨選択する困難さがあつたりすることで、かえって孤立化し、悩みを深めてしまうなど、家庭教育を行うことが困難な状況にもあります。

保育園・幼稚園が地域の幼児期の教育のセンターや子育て支援の拠点となることが求められており、家庭教育支援の観点からも重要な役割を担っていることをふまえ、保育園、幼稚園の支援体制の整備をしていく必要があります。

また、施設の種類が多様化し、設置者・運営者が様々であることから、関係機関との連携の充実を図っていくことも必要となります。

【施策】

- 保育園・幼稚園が地域の幼児期の教育のセンターや子育て支援の拠点となるよう子育て支援体制を整えていきます。
- 子どもの最善の利益を念頭に置き、関係機関（健康増進課・子育て応援課・子ども発達支援課等、要保護児童対策地域協議会、家庭児童相談室、教育委員会、小学校・中学校等）との連携、体制の構築に努め、組織的に取り組んでいきます。

④就学前保育教育の提供、人材育成・確保

【現状と課題】（幼児課）

子育て世帯の転入も多く、低年齢児を中心に就学前保育・教育に対するニーズが依然として高く、幼稚園では預かり保育利用者の増加、保育園では低年齢児入所希望者の増加、長時間保育希望者の増加、待機児童も生じています。また、保育無償化のスタートにより、さらなるニーズの増加が見込まれます。

良質な保育が提供できるよう、人材を確保していくことが重要課題となっています。しかし、全国的に保育人材不足の傾向にあり、当市においても例外ではありません。保育士・教諭養成学校を卒業されても、保育関係に勤務されていない未就業者や勤務されたが退職された方などの潜在保育士が、5割程度いると言われていています。

保育現場の魅力を伝え、就労意欲が高まる機会、体制の検討が必要です。

保育現場が必要とする勤務条件と就業者が希望する勤務条件の整合を図る必要があります。

【施策】

- 就職フェアを開催し、学生や未就業者に、保育士・教諭の魅力、園の様子を伝え、保育士を目指す機運を高めていきます。
- 潜在保育士研修を行い、潜在保育士の就労支援につなげていきます。
- 働く場の環境改善を図り、就労意欲を高めていきます。

基本的方向3 安全・安心で信頼される教育環境をつくる

(1) 信頼される校・園をつくる SDGs⑩

①地域に根ざし、社会に開かれた校・園づくり

【現状と課題】 (学校教育課・幼児課)

地域社会の人間関係が希薄となる傾向が全国的に見られますが、本市においても、同様の傾向が見られます。

本市では、学校の運営に地域住民・保護者の意向を反映すると共に学校運営の支援をしていくことを目的とする「学校協議会」を校長の諮問機関として各校で開催しています。学校は教育目標や教育方針、教育活動、学校運営などを公表し、保護者や地域住民の理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めるとともに、地域ボランティアの活用を積極的に推進し、地域教育力の活性化に取り組んでいます。

学習指導要領には、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。その実現に向けた具体的な方策が求められています。

【施策】

- 社会に開かれた教育課程の実現のために、ボランティア活動や、地域の教育力を学校の教育活動に活用していきます。
- 家庭や地域、市民等に対して説明責任を果たすため、学校広報等を活用して、積極的に学校の教育活動についての情報の提供を行います。
- 学校評価を実施することで、その結果の公表を通して学校の課題を共有し、具体的な充実に向けて学校と地域・保護者が一体となり、子どもたちの健全育成に向けて取り組みます。
- 「滋賀教育の日」の活動として、学校公開の場を設定します。保護者や地域住民とともに、子どもたちの教育について考える機会を設定します。

(2) 教職員の働き方改革と資質向上をはかる SDGs⑧

①教職員の指導力の向上

【現状と課題】 (学校教育課・幼児課)

学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

わかる授業や確かな学力を育むための授業づくりや生徒（幼児・児童）理解及び生徒との信頼関係の構築等、教職員としての専門性や指導力の向上が求められています。さらに、人間性や社会性、対人関係能力、コミュニケーション能力等の総合的な「人間力」

を備えることも重要です。

このことから、教職員一人ひとりが指導力の充実及び資質の向上を図るために、教職員自らが課題意識を持ち、意欲的に研究、研修を進めることができる機会や場を与え、体系的に推進する必要があります。

【施策】

- 教職員の自発的な教育、研究活動の促進として、創造的な実践や今日的課題を追求する実践的な内容を研究していけるよう教育研究奨励事業を行い、教員の研究活動への支援を行います。
- 夏期研修講座として、就学前教育、小・中学校教育、特別支援教育、一般教育等の部門で講座を開催して、教職員の指導力の向上や各校園の教育課題及び教育現場の実情や実際の対応できる指導育成に努めます。

②組織対応と外部機関との連携強化

【現状と課題】（学校教育課・幼児課・生涯学習課）

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得ることとして捉える必要があります。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断せずに、支援を続けています。

また、非行問題や虐待をはじめとした子どもたちと保護者を取り巻く課題は複雑・多様化し、学校・園だけで対応していくのは困難な事例も多く見られます。これらの課題に対応するためには、各校における生徒指導体制や児童生徒支援体制の充実だけでなく、学校・園と関係機関等がそれぞれの役割を明確にし、専門性を生かしながら互いに連携する必要があります。

【施策】

- 学校の指導力・支援力の向上に向けて、人的資源の強化として、市事業でスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSWR）を配置し、困難事例への対応や教員のコンサルテーションの機会を確保します。
- 市内相談機関（子ども発達支援室・児童生徒支援室・家庭児童相談室・少年センター）が連携を図り、課題を抱える学校・園や、問題を抱える子ども・家庭への支援を行います。
- 教育委員会内での適切で柔軟な役割分担により、正確な実態把握と学校・園の支援を進めるために、実情に応じた支援員の追加配置などを行います。

③働き方改革により子どもと向き合う時間の確保

【現状と課題】（学校教育課）

学校教育の成否は、教員の資質能力に負うところが大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現するためには、教員の資質能力の向上とともに、教員が専門性を発揮できる環境を整備することが求められています。

一方、本市において実施している「栗東市立学校ストレスチェック」によると、心理的・身体的な負担を自覚する者の割合が全国の教職員の平均値よりも高い傾向が見られました。市内全小中学校で実施している勤務実態把握においても、月 80 時間を超えて勤務する者の割合は、心理的・身体的負担の高さの一因になっています。

複雑化・多様化している学校の課題への対応や子どもたちの生きる力の育成に向け、教職員の勤務の在り方や、職場環境、学校の組織運営の在り方等について改革を進めることが重要です。

【施策】

- 「栗東市学校における働き方改革推進協議会」を設置し、働き方改革の推進を図ります。
- 教職員の働き方改革に対する保護者や地域の理解促進を進め、教職員の意識改革を進めます。
- 校務支援ソフト等の導入に向けて、より効率的・効果的な導入計画を策定します。

（３）教育環境の充実をはかる SDGs④

①校・園施設の整備

【現状と課題】（学校教育課・幼児課・教育総務課）

本市における学校施設数は、小学校 9 校、中学校 3 校、幼稚園 9 園となっています。これらの中には昭和 56 年 6 月の新耐震基準施行以前の校・園舎・体育館も多く存在していましたが、平成 23 年度中にすべて耐震補強工事を終えました。また、平成 27 年度においては、体育館における非構造部材の耐震化、平成 29 年度においては、エレベーターの設置も完了いたしました。

このほか、近年の暑さ対策として、平成 25 年度に中学校、平成 28 年度に幼稚園、平成 30 年度に小学校と、空調設備の整備も完了いたしました。

しかし、一方では、学校施設の多くが昭和 40・50 年代に建設されており、老朽化が進行しているため、今後はこれまで実施してきた大規模改造に加え、長寿命化改修工事を実施するなどさらなる老朽化対策を実施していく必要が求められます。

【施策】

- 大規模改造工事や長寿命化改修により施設の老朽化への適切な対応を図ります。
- 特別支援学級や教育環境の充実により多様な教育・学習活動に適応した学校施設の整備を図ります。
- 防犯カメラの設置等により学校施設の防犯機能の強化に努めます。
- トイレの洋式化等によりライフスタイルの変化に合わせた整備を図るほか、地域の避難所として防災機能の強化に努めます。

②小・中学校、幼稚園等給食の充実

【現状と課題】（学校教育課・幼児課・学校給食共同調理場）

平成 17 年 7 月に食育基本法が施行され、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎としています。

子どもたち一人ひとりが健康で、充実した生活を送るため、学校生活を豊かにし、社交性や望ましい食習慣を養うなど、学校給食が果たす役割は重要です。

学校給食共同調理場は新しい施設として整備を行い、平成 30 年 9 月からの稼働を機に、中学校給食の提供を再開するとともに、新たにアレルギー除去食対応の取り組みを始め、市内の小中学校・幼稚園等 18 校・園に給食提供を行っています。

給食提供を通じて、子どもたちの健康増進や食生活の改善を図るとともに、地元食材や郷土料理を取り入れた献立で地産地消を推進します。

給食における地元食材の活用や食育を進めるためには、安定的な量確保や生産農家等との連携が必要です。

【施策】

- 学校給食衛生管理基準に則した調理場運営を行い、衛生管理の徹底と安全・安心な食材を使用した学校給食を提供します。
- 米飯給食を中心とした栄養バランスのとれた給食の提供と、郷土料理や旬の食材などを使ったバラエティに富んだ献立を取り入れます。
- 栗東市や滋賀県で作られた米や味噌など加工品も含め地元食材を積極的に取り入れ地産地消を推進します。
- 施設見学や学校での食育授業の実施により、学校等と連携を図りながら、給食を生きた教材として食育を推進します。

（４）校・園における安全確保と安全教育の推進をはかる SDGs ⑪

①交通安全の確保とスキルの育成

【現状と課題】（学校教育課・幼児課・生涯学習課・教育総務課）

ほとんどの園の周辺は、交通量の多い道があり、登降園時に渋滞が発生し、子どもの横断に危険を伴ったり、園児たちが歩いている横を、速い速度で通行する自動車があったりし、危険なことが多い状況にあります。

幼稚園は原則、徒歩または自転車通園としていますが、自家用車を利用されている方もいます。保育園においては、通勤の関係から、ほとんどの方が自家用車を利用されています。

また、中学生、高校生の通学時間帯になると、多くの自転車通学生が歩道を通り、危険が伴うことがあります。

保育園・幼稚園では、「散歩などの園外保育を実施する場合の留意点」を作成し、輪禍に巻き込まれることが無いよう、保育者間で留意しています。

保護者、園児へも、交通マナー、ルールの啓発、徹底を行い、交通安全の意識を高めていく必要があります。また、園周辺の散歩等で利用する道路の点検・整備の推進を行い、安全の確保が必要となります。

保育園児・幼稚園児は、常に大人の監護の下に生活をしていますが、昨今は、生死にかかわるような想定外の事件・事故が起きています。非常時に、迅速に自分の身を守る行動ができる能力の育成が必要となっています。

交通ルールの遵守、交通安全指導を行いながら、見守り活動団体や安全確保の取組みが求められています。

【施策】

- 園周辺の道路の点検・確認を行い、交通安全の確保を行います。
- 令和元年5月に起きた大津市の事故を貴重な教訓として、保育者間で共通認識し、「散歩などの園外保育を実施する場合の留意点」を意識して、散歩等の園外保育を実施するようにします。
- 警察・教育委員会・学校・道路管理者・地域住民、その他関係者・関係機関と連携し、合同点検の実施を行い、危険箇所の共有、環境整備・改善に取り組みます。地域住民等による見守り活動や情報の提供・発信の共有に努めます。

②危機対応のできる安全・安心な校・園づくりと地域との連携

【現状と課題】（学校教育課・幼児課）

登校時の集団殺害や、下校時の連れ去り、校・園に不審者が侵入して子どもや教職員の安全と生命を脅かす事件など、幼児児童生徒が被害となる悲惨な事故・事案が続く中で、校・園における幼児児童生徒の安全確保は、最優先の課題となっています。

また、地震・火災などの災害発生時に重点が置かれていたこれまでの校・園の「安全計画」を、①生活安全、②交通安全、③災害安全の3観点から見直し、併せて危機管理体制の整備や危機対応について、教職員のスキルを高める必要があります。

さらに、登下校時や在宅中の被災においては、校・園の支援に限界があることから、保護者、地域住民との適切な役割分担と連携が求められます。

【施策】

- 事件・事故や災害時における各学校の危機管理体制を見直し、常に危機管理意識をもって日々の教育活動にあたるよう、情報の共有、研修会等を通じ安全管理の徹底に努めます。
- 子どもたち自身が危険を予測し、「自分の生命は自分で守る」ための適切な意思決定や判断ができる力を育成する安全教育の充実に努めます。
- 不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方が身につくように、子どもの発達の実情に応じて、基本的な対処方法を伝えていきます。
- 阪神・淡路大震災・東日本大震災をはじめとし、近年も引き続き発生する震災からの貴重な教訓を子どもたちに伝える防災教育を推進します。
- 授業中だけでなく、休憩時間や登下校中など、いつ起きても対応できるよう、地域と

連携したより実践的な防災訓練を実施します。

- 登下校の安全対策については、引き続きPTAやスクールガードなどの地域のボランティアに協力を求め、関係各課と連携しながら、地域ぐるみで子どもたちの安全を確保する支援体制を推進していきます。

基本的方向4 人と地域がともに輝く生涯学習社会をつくる

(1) 生涯学習推進の場の充実を図る SDGs④

①各地域拠点施設を活用した生涯学習の推進

【現状と課題】（生涯学習課）

昨今の社会構造の変化や、価値観・行動様式が多様化する状況の中で、生涯学習社会の実現に重要な役割を担うため、より細分化・高度化していく学習ニーズへの適切な対応を実施していく必要があります。市民が生涯学習活動の中で学んだ知識や技術を個人だけのものにするのではなく、学んだ成果を生かしていく施策も必要です。

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」学習でき、学習した成果が適切に評価され、地域に還元されるような「生涯学習のまちづくり」の実現を目指し、総合的に推進していく必要があります。

【施策】

- 関係機関などと連携することで、多岐にわたる市民の学習ニーズの把握や学習の場の提供を図り、学習機会の充実に努めます。
- 生涯学習に関心のある市民に対して、利用可能なさまざまな媒体を用いて、積極的な生涯学習情報の広報に努めます。
- 市民が学習した成果をまちづくりやまちの課題解決に生かせるよう生涯学習人材バンクや生涯学習団体の登録を行い、広く情報提供を行います。

②生涯学習関連施設の利用促進

【現状と課題】（生涯学習課・図書館・スポーツ・文化振興課）

生涯学習関連施設の充実と、その利用推進を図ることは、学習者の自己実現の場を提供するものとして、地域の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、多くの効果を期待することができます。

歴史民俗博物館では、市民に活用される、開かれた博物館づくりという使命を実現するため、平成20年以来、栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会の自主活動への支援や会との協働活動を行ってきました。今後はより多くの市民に地域の歴史・文化に触れるきっかけを提供し、市民の生涯学習の需要に応えるため、市民学芸員の会はもとより、自治会や各種団体と連携し、市民が親しみやすい博物館づくりに努める必要があります。

学区ごとに設置されたコミュニティセンターは、地域における生涯学習の拠点と位置づけ、学習活動の活性化を図ってきました。これからも、地域課題の解決に向けて、施設を

有効に活用し、地域団体等と連携・協働を図ることによって、さらなる学習の推進に取り組む必要があります。

自然体験学習センター「森の未来館」や「自然観察の森」については、都市近郊に残る身近な自然を活用した環境学習の場となっており、今後とも施設の有効利用に向けた取り組みが必要です。

図書館は、貸出サービス、レファレンスサービス、読書推進事業など、未就学児から高齢者まで、生涯学習の場として多くの市民に利用されています。栗東市立図書館と栗東市立栗東西図書館、各館の施設や立地などの特性を生かした機能を強化し、市民に役立つ図書館としてサービスの充実を図る必要があります。

【施策】

- 歴史民俗博物館は、「市民とともに楽しみ、活動する博物館」として、栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会との活動を通じて得られた実績をもとに、自治会や各種団体との連携を強化し、市民にとって親しみやすく利用しやすい、また博物館活動へ参画しやすい博物館づくりを進めます。
- コミュニティセンターは、地域の特性を生かし、地域のニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、培われた経験や人と人とのつながりが今後の地域活動に活かされるような事業の充実と人材の発掘・育成に努め、地域住民の交流の場、生涯学習実践の場を提供します。
- 自然体験学習センター「森の未来館」は、森林環境学習「やまのこ」事業を始めとする自然体験学習を通じて青少年の健全育成を図るとともに、市民の学習活動の場として有効活用されるよう努めます。
- 自然観察の森は、自然に触れ、自然の大切さを学ぶ生涯学習の拠点として幅広く活用されるよう努めます。そのために、自然体験を通して自然と人との関わり方について学べる事業を、関係機関、団体と連携を密にしながら実施します。
- 図書館は、「図書館基本的運営方針」に基づき、市民の知る権利を保障するための資料を充実し、貸出を中心とした資料提供を行います。

栗東市立図書館は市の中心館として、一般的な資料に加え、より専門性の高い資料を収集、提供を行います。特に栗東独自の資料として、郷土資料、行政資料などの収集・提供・保存を行い、市地域情報を発信します。

栗東市立栗東西図書館は身近な地域館として、生活に役立つ実用性の高い資料の収集、提供と、より身近な地域の情報発信を行います。

2館は相互に連携して、栗東市民全体の生涯学習を支えます。

③図書館機能の充実

【現状と課題】（図書館）

図書館は、貸出サービス、レファレンスサービス、読書推進などの事業を行い、未就学児から高齢者まで、全ての年齢、ジャンルに渉る自主的な生涯学習の機会を提供しています。

社会情勢の変化に伴って市民の価値観も多様化し、図書館への要求も多様化しています。市民の学習意欲に応えるためには、幅広いジャンルと、より高度な内容を持った資料を、迅速、確実に提供することが必要とされています。

また、子どもの豊かな成長を助けるため、関係機関と連携して子どもの読書を推進する体制が求められています。

【施策】

市民一人ひとりが自ら学ぶ生涯学習を支援するため、貸出を中心とした資料提供、情報発信を行います。一般的な資料に加えて、より専門的な内容の資料や、社会変化に対応する幅広いジャンルの資料、逐次刊行物などを収集、提供します。また、市民の課題解決に対応するため、調査研究の手助けをするレファレンスサービス等の充実を図ります。

これらを確実に実施するため、図書館司書は本の専門職としての研修を積み、知識と技能の向上を図り、適正な図書館サービスに努めます。

「雑誌スポンサー制度」をはじめ、市内の子ども文庫やボランティア団体の協力を得て、市民協働による図書館事業を進めます。

子どもの読書活動を推進するため関係機関と連携し、「第3次栗東市子ども読書活動計画」具現化のため、児童図書の実質を図り、園・学校との連携による子どもたちの読書環境の整備に努めます。

④文化財の保護・保全・活用

【現状と課題】（スポーツ・文化振興課）

地域文化に対する市民の価値観も多様化し、また、景観やコミュニティなどの都市化により、文化財・地域文化をとりまく環境にも大きな影響を与えています。地域の個性を守って愛着を深めるためにも、歴史への関心を高め、歴史文化を守り伝える意識を長期的・継続的に育成する必要があります。

【施策】

郷土の歴史を正しく理解する上で欠くことのできない文化財については、市の文化財として指定を行い、所有者などによる保存と活用を支援し、文化財指定制度を推進します。また、重要文化財をはじめとする指定文化財やそれらを収蔵する施設との連携を深め、防災・防犯に対する意識の高揚と設備の充実を図ることにより、指定文化財の保存に努めます。そして適正で円滑な埋蔵文化財調査を実施することにより、埋蔵文化財の状況把握に努めるとともに、遺跡の適切な保存を行い、埋蔵文化財保護の推進に努めます。

また、関係機関と連携した文化遺産の周知及び情報発信に努めます。文化財の公開の促進を図るとともに、埋蔵文化財を活かした学習機会の提供と情報の発信に努めます。

さらに歴史民俗博物館では、市民が地域の文化財に親しみ、地域の文化を継承する機会を得るため、

- 地域にかかわる資料の収集・保存・調査
- 栗東の歴史と文化にふれる展示の充実

○地域文化を継承するための事業の開催に取り組みます。

高い学術・芸術的価値と時間的価値を集積した博物館資料の活用による社会貢献を果たすため、良質でわかりやすい展示の開催、事業企画能力の向上、博物館を有効に利用するための情報の発信など、博物館活動の活性化、利用者の拡大に努めます。

(2) 生涯学習推進の成果を活かす場をつくる SDGs④

①生涯スポーツの振興

【現状と課題】 (スポーツ・文化振興課)

健康志向の高まり、高齢化の進行、青少年の健全育成など、多様な側面からスポーツ振興に対する期待が高まっています。また、人口増や価値観の多様化に伴い市民ニーズが拡大するとともに、ニュースポーツに対する市民・団体からの指導依頼や問い合わせが増加していることから、関係機関との連携による情報提供や体験機会の創出など、市民がスポーツ活動に参画・参加する場の充実が必要です。

【施策】

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを気軽に楽しむことができるよう、関係団体などと連携を図りながら市民ニーズに応じた軽スポーツ・生涯スポーツの普及を推進します。また、市民の多様なニーズに応じた適切なスポーツ施設管理を行い、利用者の利便性の向上に努めるなどスポーツを楽しめる環境を充実します。

2020年東京オリンピック・パラリンピックや二巡目の2024年国民スポーツ大会など、今後控えている大きなスポーツイベントなどを通じ、市民のスポーツへの関心をより高めることで、生涯スポーツ推進体制の強化に努めます。

②市民文化や芸術活動の振興

【現状と課題】 (スポーツ・文化振興課)

市民が生き生きと心豊かに暮らす上で、文化・芸術活動とのふれあいは欠くことができないものであり、栗東芸術文化会館「さきら」はその中核拠点として、各種関係団体やボランティアなどとも協働しながら、その役割を担っています。市民の誰もが文化芸術活動に参画・参加しやすい仕組みやきっかけをつくっていく必要があることから、今日まで培われてきた文化芸術活動を、地域に根ざしたものへと広げていく取り組みが求められます。

【施策】

栗東芸術文化会館「さきら」を軸に、「まちづくり、ひとづくり」の拠点施設として市民参画の文化事業を推進します。また、各種関係団体による文化芸術の振興に努めるとともに、市民が参加しやすく、文化芸術に親しめる環境づくりに努めます。そして個々の市民が今日まで培ってきた能力や練習の成果を発表する場として、文化祭・美術展・音楽祭等を開催するなど、各種文化団体の支援と共に市民参加による活動を促進します。

4 特に大切にしたい重点施策

- (1) 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育、平和教育の推進
- (2) 心豊かに、たくましく生きる人を育てる一貫した教育の推進
- (3) 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

の三つを掲げ、『心豊かに たくましく生きる 人の育成』をめざし、変化への対応と不易の部分との調和を大切にしながら、第3期栗東市教育振興基本計画に、
「将来の夢に向かってきらり 瞳輝く栗東の子ども」
「いつまでも、学び続ける 栗東市民」
「文化、芸術活動を実践する 栗東市民」
をめざす姿とし、栗東市の教育の推進に努めます。

- (1) 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育、平和教育の推進

市民に人権尊重の理念が普及するためには、就学前教育や学校教育及び社会教育等の各分野において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めることが重要です。

そこで、人権問題を自分のこととしてとらえ、差別をなくすための実践に結びつくよう学習内容や手法に一層の工夫を加え、学校・園・家庭・地域等が連携し、あらゆる場で人権尊重の精神を育み、自分を大切に、自分と同じように他の人を大切にすることに努め、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまちづくりをめざします。また、市民に「心をつなぐふるさと栗東」平和都市宣言の理念や平和の大切さを考える機会の提供の継続に努めます。

- (2) 心豊かに、たくましく生きる人を育てる一貫した教育の推進

21世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、0歳から15歳を経て、さらに成人まで、責任ある社会の一員として自立していくための基礎を育てることが重要であり、基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着に努め、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざします。

そのため、基礎基本を身に付け、自ら学び、自ら考え判断する力、ことばを使いこなして豊かなコミュニケーションをする力、情報活用能力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための「健康や体力」の向上を図るとともに、食育や道徳教育の充実、地域に根ざした多様な体験活動の推進により「主体的に生きる力」の育成に努めます。

さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校・園づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(3) 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

社会や経済が急激に変化し、価値観が多様化する中で、人々は常に新しい知識の習得や心の豊かさなど生きがいのための学びを求めています。

これらの学習需要に応えることは、学習者の自己実現だけでなく、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、市民の社会生活の充実にとっても大切なことです。

このため、広く市民がライフステージに応じた学びができるよう「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」取り組める学びの情報や場の提供、文化・芸術活動の振興、文化遺産の保護と活用、スポーツ活動などの推進に努め、生涯にわたる学習活動を支援するとともに地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりに努めます。

第6章 計画推進のために必要な事項

1 学校・園、家庭、地域等の相互の連携協力

計画の推進に当たっては、市民の参画のもと、学校関係者・園関係者、教育委員会事務局・関係課、家庭、地域等が連携しながら一体となって進めていくことが重要です。特に、次代を担う子どもたちについては、健やかな成長を見守り育てていくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。

(1) 学校関係者・園関係者

学校・園の教育環境を的確に把握するために、学校・園とコミュニケーションを密にして情報を共有し、関係部署との緊密な連携を図る等、機動力のある組織づくりを推進します。

(2) 教育委員会事務局・関係課

教育委員会事務局・首長部局のコミュニケーションを密にして目標を共有し、関係部署との緊密な連携を図ります。また、就学前における「育ち」を就学後の「学び」に結びつけるため、校・園と保護者、地域住民の連携し、0歳から15歳までの一貫した子育て・教育の推進計画を描くことにより、子どもたちの健全育成を図ります。そこで当市では「くりちゃんビジョン(仮称)」の具現化に向けて取り組みます。

(3) 家庭

保護者は子どもの教育について、第一義的に責任を負うものであり、家庭は子どもにとって教育の原点です。親として、子育てについて学習する「親学」の機会をつくるなど、家庭教育をサポートする仕組みづくりを推進します。

(4) 地域等

各施策を具体的に進めていくために、家庭、地域等の意見やニーズを的確に把握します。また、家庭、地域をはじめ、市民、関係機関・団体の積極的な参画を促し、地域全体で教育を進めていきます。

2 国及び県との役割分担と教育施策の推進

教育の振興に関して、市町は、国又は県と連携を図り、適切な役割分担を踏まえて教育行政を実施することが期待されています。地方分権改革の進展や本市の状況を踏まえ、事業の適正な実施のための教育行政運営に努めます。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

この計画を着実に推進するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、事業評価・点検の実施を通じて毎年度、その結果を検証・評価し、効果的かつ有効的な事業を進めます。なお、本計画の進行管理にあたっては、P D C Aサイクルを踏まえ、必要な見直しを行いながら推進していきます。

【用語解説】五十音順

【ア行】

【I C T】

I C Tとは、INFORMATION AND COMMUNICATION TECHNOLOGYの略。I Tの概念をさらに一步進めた言葉。

【「ありがとうが言える子育て」運動】

「早ね・早おき・朝ごはん運動」、「きらりフル チャレンジ」に続く、『くりちゃん元気いっぱい運動』の第3弾として、「ありがとうが言える子に育てること」と「ありがとうが言える子育て」を推進し、良好な人間関係を築き、生活や人生を豊かにする重要な力とすること。

【インクルーシブ教育システム】

障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

【英語教育】

小学校では平成23年度より小学校5・6年生にて外国語活動として取り組んでおり、学習指導要領の改訂により、「小学3年生からの必修化」「小学5年生からの教科化」が2020年度（令和2年度）に完全実施されるもの。

【S D G s】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALSの略。2015年9月に国連で合意された“全世界全ての人たち”が“持続的に”人らしく生きる”ための世界共通の開発目標。“SDGs3 すべての人に健康と福祉を”“SDGs4 質の高い教育をみんなに”“SDGs5 ジェンダー平等を実現しよう”“SDGs8 働きがいも経済成長も”“SDGs11 住み続けられるまちづくりを”

【SNS】

SOCIAL NETWORKING SERVICE の略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

【カ行】

【学校サポート支援員】

不登校児童生徒の支援や特別支援学級児童生徒への支援など、学校の事情に応じた総合的な支援を行う支援員。

【きらりフル チャレンジ】

栗東市内の小・中学校の全児童生徒を対象に「基盤学力(読み・書き・計算)」の定着をめざしくりちゃん検定システム(漢字・計算検定)を行い、80点以上の児童生徒には「認定証」を渡し、再チャレンジして100点をめざすもの。

【教育研究奨励事業】

栗東市内教職員の自発的な教育研究活動の促進を図るため、教職員の個人またはグループの研究に対して奨励賞を授与し、保育・教育現場における意欲的かつ創意あふれる学級、学年等の経営ならびに指導法等の充実と充実に図り、教職員の資質向上に資するために実施する事業。

【協働展覧会】

栗東歴史民俗博物館が栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会と協働して開催する展覧会。展覧会開催に向けて、ともに資料調査や展示作業などを協働して行う。

【くりちゃん元気いっぱい運動】

教育の最重要施策として、「脳科学と教育」をキーワードに出発した栗東市独自の教育運動。

第1弾「早ね・早おき・朝ごはん運動(平成18年～)」

第2弾「きらりフル チャレンジ～くりちゃん検定～(平成19年～)」

第3弾「ありがとうと言える子育て(平成24年～)」

第4弾「ことばのチカラプロジェクト(平成31年～)」

【くりちゃん検定】

教科書に準拠して市独自で作成した漢字と計算のテキストを基に、年数回行う栗東市独自の検定システム。

【くりちゃんビジョン(仮称)】

栗東市内に在住する子どもたちが 15 歳になった時につけておきたいチカラや習慣を「目指す子どもの姿」として想定し、その実現に向けて、各年齢、発達段階での取り組むビジョン。

【語彙】

ある言語の持っている単語(意味と職能を持った最小の言語単位)の数。

【校内 ICT センター】

可動式 PC(タブレット)と無線 LAN の普及により、学校の普通教室での学習での活用が広がる中で、可動式 PC(タブレット)ではできない文書作成や表計算といった作業やプログラミングのための、キーボード・マウス、プリンタ等の入出力デバイスを完備した部屋。

【校務支援ソフト】

児童生徒の成績処理や出席管理、健康管理、あるいは学校徴収金管理や出退勤管理などの学校における事務を、データベースを基に効率的に処理することができる統合ソフト。

【子育てのための 12 か条】

いじめや問題行動が取りざたされる中で、道徳心豊かな、自己の可能性を伸ばしていける子どもとして成長できるよう、「学校」「家庭」「地域」が連携し、「保・幼・小・中」学校・園が一体となった取り組みとして、平成 25 年に作成したもの。

【子ども・子育て支援法】【子ども・子育て支援新制度】

幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム。

【コミュニティセンター】

住民主体によるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援や生涯学習事業の展開、地域の情報発信や地域人材を活用した学習の交流拠点づくりを目的とした施設で市内 9 カ所に設置。平成 18 年度に学区公民館から移行。

【コンサルテーション】

異なった専門性や役割をもつ教員とスクールカウンセラー(S C)が、それぞれの専門性や役割に基づき、子どもの状況について検討し、今後の援助方針について考え出すこと。

【サ行】

【雑誌スポンサー制度】

図書館で購入する雑誌費用の寄附を募る制度。寄附を行った個人、団体は、広告を雑誌カバー等に掲出できる。

【滋賀教育の日】

県民がこぞって滋賀の教育について考える気運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、平成 18 年に 11 月 1 日を『滋賀教育の日』と制定された日。

【指導力向上アドバイザー】

教職員の資質の向上や関係機関との連携強化を図るために元校長、元教諭により構成されたアドバイザーのこと。

【「十里まちづくり」学習】

十里（現 美里自治会）は、未だに残る部落差別の解消をめざすとともに、住環境を改良する事業を行った。栗東市内全校・園で行っている、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、豊かな人権文化を構築しようとして取り組まれた方の生き方に学ぶ学習のこと。

【小学生 1 日 10 分運動】

滋賀県では、運動に親しむ習慣を小学生から身につけ、丈夫で健康な身体を作るため、1 日 10 分以上の運動をすること。

【食育の日】

国の「食育推進基本計画」において、毎年 6 月が「食育月間」、毎月 19 日が「食育の日」として定められている。この期間中にイベント等を通じた広報啓発活動を重点的に実施し、食事に対する理解を深める日。

【職場体験「中学生チャレンジウィーク」】

中学校において 5 日間程度の職場体験を実施し、働く大人の生きざまに触れたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てる職場体験週間のこと。

【人権・同和教育担当者連絡協議会】

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす行動ができる子どもを育てるため、栗東市内の保育園・幼稚園・幼児園・小学校・中学校・高等学校の担当者が集まり、人権・同和教育/保育について研修や研究、会議を行う会のこと。

【新耐震基準】

昭和 53 年の宮城県沖地震で甚大な家屋倒壊被害が発生したことを機に建築基準法施行令を改正し、新しい耐震基準（新耐震基準）が施行された。従来の耐震基準に比べ、厳しい耐震性が求められており、「倒れない」だけでなく「人の安全が確保される」点が重視されている。

【新体力テスト】

文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、毎年実施している調査。平成 11 年度の体力・運動能力調査より導入。

【森林環境学習「やまのこ」事業】

次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむため、学校教育の一環として、森林環境学習施設およびその周辺森林で体験型の学習事業。

【すくすく育つりっとう子保育教育課程】

平成 20 年の保育所保育指針および幼稚園教育要領の改定に伴い、従来の「栗東市乳幼児保育基準年間指導計画」を見直し、市内法人立保育園を含めた就学前の子どもの保育教育の方針として、平成 22 年 3 月に策定されたもの。

【すくすく育つりっとう子保育教育全体計画】

平成 31 年の保育所保育指針および幼稚園教育要領の改訂（定）に伴い、平成 22 年 3 月に策定された「すくすく育つりっとう子保育教育課程」を見直し、市内法人立保育園を含めた就学前の子どもの保育教育の方針として、令和 2 年 3 月に策定した計画。

【スクールガード】

学校の児童・生徒の安全確保に向け、学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするボランティア。栗東市では、全小学校区において、地域住民が児童の登下校の時間に合わせて、付き添いや、通学路等の巡回パトロールなどを行っている。

【スクールカウンセラー（SC）】

学校に配置される、子どもたちや保護者等の様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う臨床心理士等の専門家のこと。

【スクールソーシャルワーカー（SSWR）】

学校に配置される、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所などの関係機関と連携したり、教員を支援したりする社会福祉士等の資格を持つ福祉の専門家のこと。

【青少年問題協議会からの提言】

平成 22 年に栗東市青少年問題協議会から『今後の栗東市の青少年育成に向けて』と題して、「学校教育力」「家庭教育力」「地域教育力」「次世代育成」の 4 点の重要性について提言を行い、その後、平成 29 年に当初の提言内容を検証し、「園・学校に臨まれる教育・支援力の向上」「家庭地域教育力の向上から互助の仕組みへ」「次世代育成

に向けて」の3点を新たな方向性として示された第2次提言のこと。

【全国の学校におけるICT環境整備ステップ】

「2020年代に向けた情報化に関する懇談会」(文部科学省)において配布された資料で、全国的にICT環境整備の進捗を図る共通指標として活用されるステップのこと。

【総合型地域スポーツクラブ】

地域密着型のスポーツクラブで、栗東市においては令和2年3月末現在、「治西ゆうあいスポーツクラブ」・「総合型クラブNPO法人りっとう」の2団体が活動を行っている。

【夕行】

【地域文化を継承するための事業】

博学連携事業の一環。小学生を対象とした博物館教室「昔のくらし」等、特に児童が地域の文化財に親しみ、地域の文化を継承する機会を提供する事業。

【長時間保育利用児】

児童の健全育成及び保護者の就労の支援を図るため、通常の保育時間を越えて保育を必要とする園児。

【中学校 新 きらりフル チャレンジ ～栗東市学力調査～】

市内中学2年生を対象とした国語・数学・英語についての学力調査で、生徒の学力・学習状況を把握し、その結果を検証・考察することにより、個に応じた指導に役立てたり授業改善等に役立てたりする。生徒一人ひとりの努力目標を明らかにし、今後の学習に生かすための学力調査。

【低年齢児】

対象年齢が0歳から2歳児のこと。

【道徳教育】

従来より学校の教育活動全体で取り組んでいるものであるが、学習指導要領の改訂により、小学校では2018年度(平成30年度)から、中学校では、2019年度(平成31年度)から「特別の教科 道徳」として完全実施されるもの。

【特別支援教育コーディネーター】

校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図るためにおかれた役割。

【ナ行】

【「寝た子を起こすな」的な考え】

寝ている子をわざわざ起こして泣かせることはない、の意から転じて、不必要なことをしたために生じる逆効果を示すことわざであり、部落差別問題について何も知らない人にわざわざ教える必要はなく、そっとしておけば部落差別が自然に解消するという考えの比喩的表現。

【ねたみ意識】

部落差別の現実や同和対策事業の歴史的経過についての無知・無理解と、部落に対する差別意識とが結合された意識であり、例えば、「あの地域だけ立派な住宅が建てられている。」「家をただで建ててもらっている。」「安い家賃で入居している。」といった誤った認識や偏見からつくられる意識。

【農業体験「たんぼのこ」】

滋賀県では子どもたちが自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した体験学習で、農業への関心を高め、理解を深める場として「たんぼのこ」事業。対象は、小学校5年生。

【ハ行】

【『早ね・早おき・朝ごはん』がんばりウィーク】

「早寝・早起き・朝ごはん」を推進するための学校の取組の一例。

【P D C A サイクル】

Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（反映・充実）の循環を繰り返す仕組み。

【びわ湖フローティングスクール】

母なる琵琶湖をもつ滋賀県の特性を生かして、県内の小学5年生全員を対象に、学習船「うみのこ」による1泊2日の宿泊体験学習を学校教育の一環として事業。

【P T A】

学校に通う子どもの保護者（Parent）と教職員（Teacher）からなる児童生徒のためのボランティア活動団体（Association）。

【「ふだんの生活習慣アンケート調査」】

ふだん（月～金曜日）の生活習慣についての調査。平成18年度より毎年6月に実施。質問項目は「起床・就寝時刻」、「睡眠時間」、「朝食摂取」、「家庭学習の時間」、「読書時間」等、全8問。市独自調査であるため他市との比較ができないこともあり、小中学校については、平成30年度を最後に終了した調査。

【不登校総合対策事業(児童生徒支援室事業)】

子どもの自立と保護者の安心した子育て支援を目的とし、不登校をはじめ学校不適應の子どもを対象に、栗東市児童生徒支援システムにより、心理的支援や「子ども成長支援教室」での支援を行い、保護者と学校の取り組みを支援する事業。

【保育無償化】

令和元年5月「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が公布され、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの施設利用料が無償となったこと。

【放課後子ども教室】

学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの居場所(活動拠点)を設け、地域の大人、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者等を安全管理員等として配置し、小学生を対象に登録制により、放課後や週末におけるスポーツや体験・文化活動、子どもと地域住民との交流などを行うもの。

【ヤ行】

【幼稚園】

保育園と幼稚園の機能をあわせもった栗東市独自の施設。

【要発達支援児】

園での生活において、特に配慮が必要な児童。

【よりよく生活するための12か条】

「子育てのための12か条」の学校・園版。

【ラ行】

【栗東市学校における働き方改革推進協議会】

学校における働き方改革を推進するために、教育長の諮問機関として平成29年7月に設置され、平成30年11月の答申をもって第1期が集結し、令和元年5月に新たな諮問を受けた第2期がスタートした。

【栗東市子ども読書活動推進計画】

子ども読書活動の推進に関する法律に基づいて作成された計画で、「滋賀県子ども読書推進計画」を基本とし、栗東市の子ども読書活動を推進するための考え方や取り組みを示したもので、令和2年度から第3期栗東市子ども読書活動推進計画に入る。

【栗東市食育推進計画】

「食育基本法」第18条に基づき、栗東市の特性を生かした食育推進の方向性やめざす姿を示し、市が取り組む施策を明らかにする計画。計画は、平成22年度から開始しており、令和2年度から第3期栗東市食育推進計画に入る。

【栗東市特別支援教育基本ビジョン】

栗東市における特別支援教育の推進に向け、園・学校・関係機関が連携・協働するためのビジョン。

【栗東市特別支援教育推進計画】

特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育のさらなる充実を図ろうとする計画。

【栗東市特別支援教育実施プラン】

児童生徒支援体制の充実や特別支援教育の推進を図ることを目的とした計画。

【栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会】

平成15年度から平成19年度にかけて、栗東歴史民俗博物館が開催した市民学芸員研修を受講し、文化財の基礎知識を学んだ修了生のほか、栗東の歴史と文化を自主的に学ぶという会の趣旨に賛同した市民からなる団体。

【レファレンスサービス】

利用者が調査・研究を目的として、資料や情報を求めた際、図書館員が必要な資料を検索・提供・回答するサービスこと。

第3期栗東市教育振興基本計画

令和2年（2020年）3月 発行

滋賀県栗東市 栗東市教育委員会

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺1丁目13番33号

TEL : 077 (551) 0129 FAX : 077 (551) 0149

e-mail : kyoi-somu@city.ritto.lg.jp

URL : <http://www.city.ritto.shiga.jp/>